（資料2）

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）の資源管理について

令和7年11月
水産庁

目次

１　前回会議（2024年11月）で取りまとめられた内容及び今後の対応について

２　トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群について

３　資源管理について

４　ＴＡＣ管理導入の検討について

1　前回会議（2024年11月）で取りまとめられた内容及び今後の対応について

前回会議（2024年11月）で取りまとめられた内容及び今後の対応

〇資源評価：以下の事項を実施する。

①産卵来遊の把握による加入推定の精度向上への取組

②経験環境の把握

③系群外漁獲の把握（移動追跡と集団構造の把握）

④トラフグ日・東・瀬系群に関して低加入が続いた場合の試算を実施

〇資源管理：ステークホルダー会合に向け浜回りを実施

２ トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群について

分布・回遊

- 本系群のトラフグは夏季に東シナ海・黄海で索餌回遊を行い、秋から春にかけて九州西・北岸～瀬戸内海～若狭湾などへ産卵回遊する。
- 内湾域で生まれた魚が成長に伴って外湾域の生育場へと移動する過程で複数の産卵場由来の魚が入り混じり、系群が維持されていると考えられる。

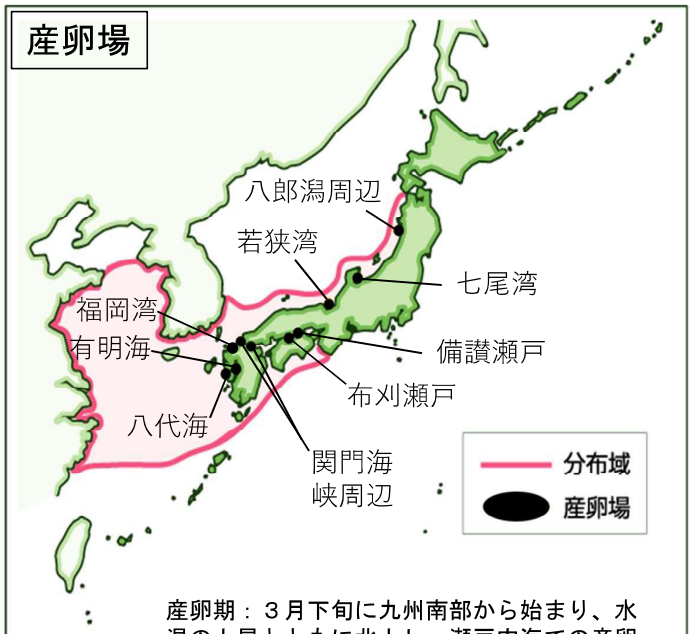

産卵期：３月下旬に九州南部から始まり、水温の上昇とともに北上し、瀬戸内海での産卵期は４～５月。若狭湾や七尾湾は４～６月。

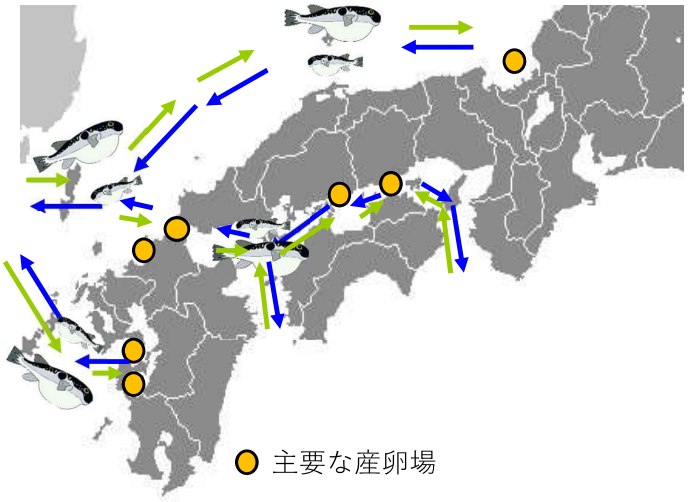

日本海や九州の発生群は日本海、東シナ海及び黄海へ移動。瀬戸内海の発生群は豊後水道以南、紀伊水道以南、日本海、東シナ海及び黄海へ回遊

資源量と漁獲量の推移

- 資源量は2024年漁期に941トンと過去最低レベル。
- 漁獲量は減少傾向にあり、2024年漁期も131トン（概数値）で過去最低となった。
- 親魚量は2009年漁期から上昇傾向にある。

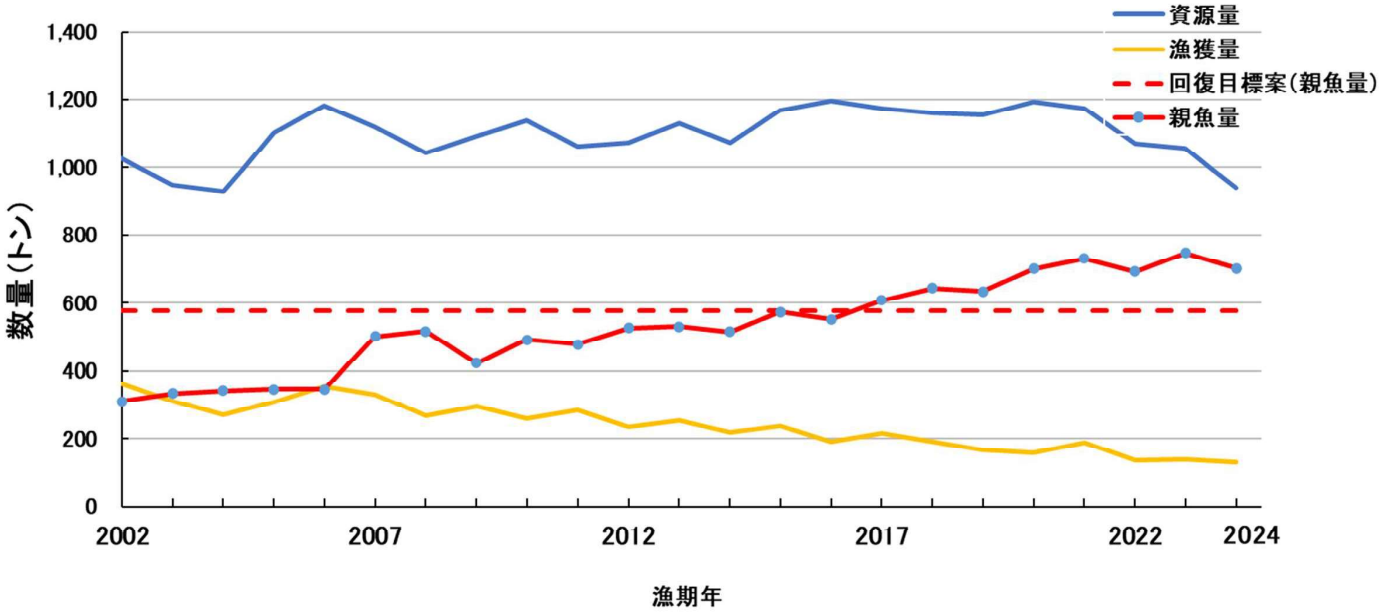

出典：令和7年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

年齢別資源尾数の推移

- 2005年をピークに、全体の資源尾数は減少傾向。
- 親魚（３歳以上）の尾数は、概ね横ばい傾向。
- ０歳魚の資源尾数(天然魚)は約８万８千尾となり、過去最低の2023年の約５万７千尾よりは上昇したものの低い値で推移。
- 2024年の再生産成功率は0.13尾/kgと引き続き過去最低レベルとなった。

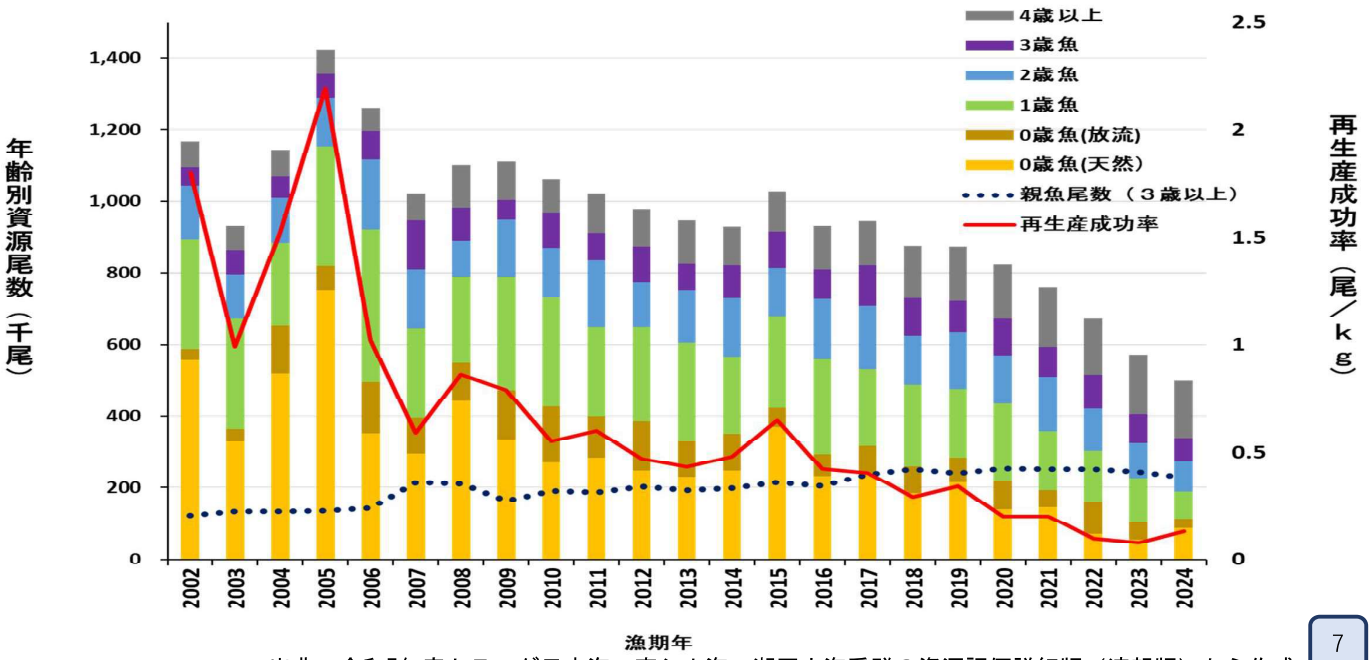

出典：令和7年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

種苗放流

- 2015年漁期以降は、関係府県において、国の補助事業も活用し、九州・瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プランに基づき、資源管理と連携した適地への集中的な放流を実施。
- 2024年漁期の放流は約148万尾（速報値）。
- 種苗放流のみでの資源回復は難しいことから、漁獲の抑制が不可欠。

【人工種苗放流尾数と放流魚の0歳魚加入尾数ジ】

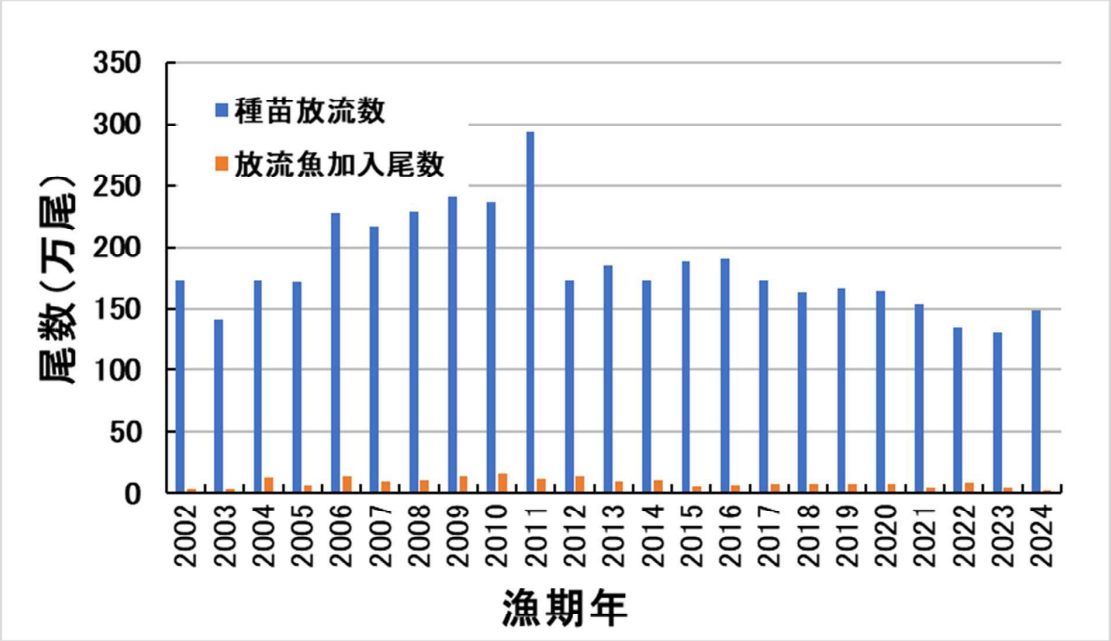

出典：令和7年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

3　資源管理について

資源管理とは

- 水産資源は再生可能であり、適切に管理すれば持続的な利用が可能。また、資源量の最大値は、環境の変化に応じて変動する。
- 資源管理とは、漁業活動（採捕の数量）を調整し、必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組である。

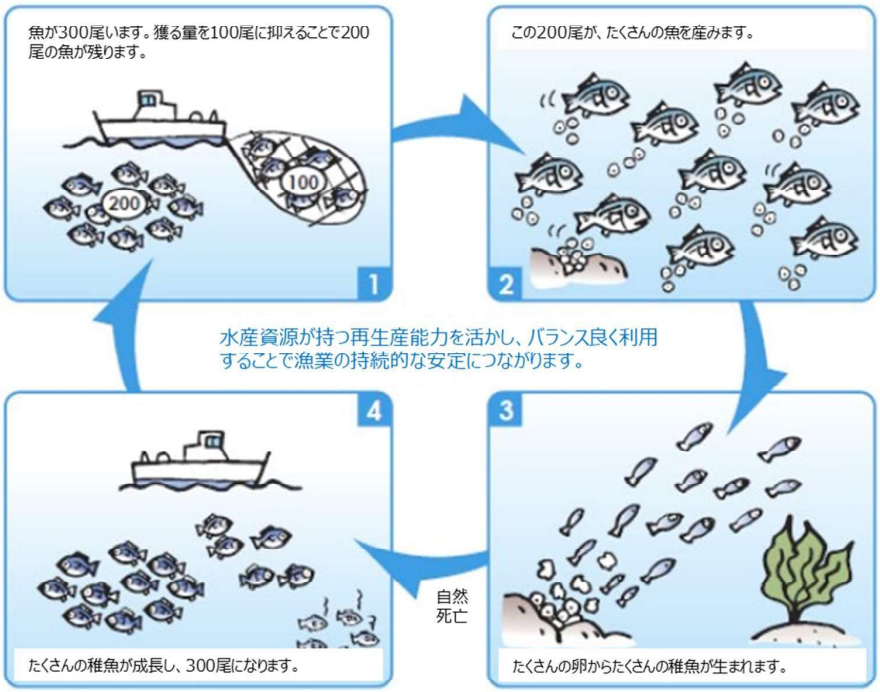

資料：（一社）漁業情報サービスセンターの資料に基づき水産庁で作成

資源管理の手法

- 資源管理の手法は、以下の三つに大別される。
  ①漁船の隻数や規模、漁獲日数等の投入量の規制（インプットコントロール）
  ②漁船設備や漁具の仕様等の技術の規制（テクニカルコントロール）
  ③漁獲可能量（ＴＡＣ）の設定等を通じた採捕数量の規制（アウトプットコントロール）
- 資源管理に関する従来の公的な規制は、間接的に採捕数量を調整する手法であるインプットコントロールとテクニカルコントロールが主体。

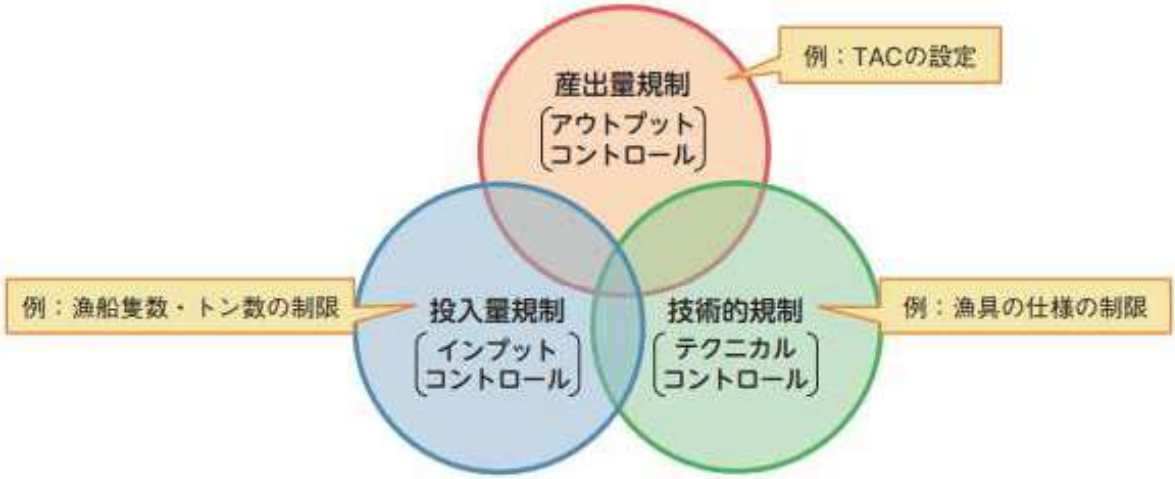

日本の資源管理制度

- 我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくために歯止めをかける必要がある。
- また、技術革新によって漁獲能力が増加したことにより、インプットコントロールやテクニカルコントロールのみで採捕数量を調整する取組は限界を迎えつつあった。
- こうした状況に対応するため、平成30年、漁業法の下、「最大持続生産量（ＭＳＹ）」を達成する水準に水産資源を維持又は回復させることを目標とし、目標達成のための手法はＴＡＣ管理を基本とする資源管理制度が創設された。

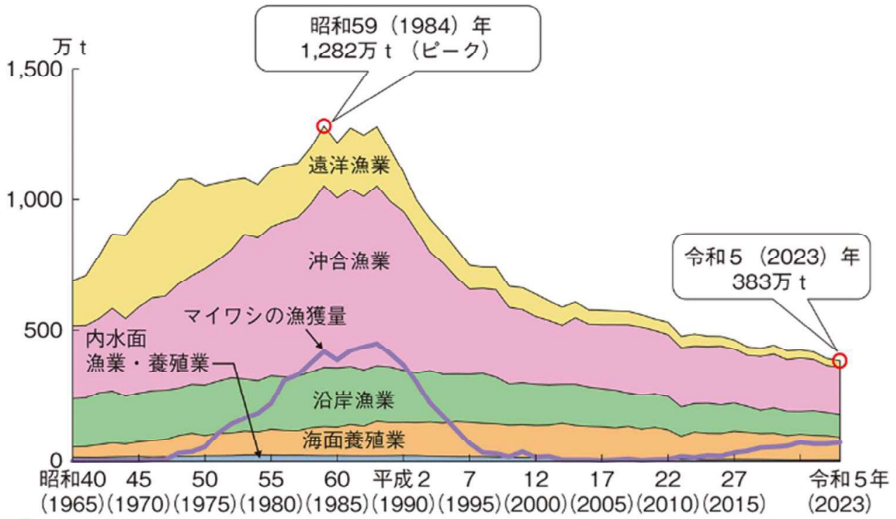

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

参考：最大持続生産量（ＭＳＹ：Maximum Sustainable Yield）

- 漁業法では、ＭＳＹは、「現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値」と定義。
- 水産資源は再生可能であり、漁業活動で減少しても元に戻ろうとする力が働く。元に戻る量（回復量）と同じ量だけ採捕すれば、資源は持続的に利用することができる。
- 回復量は、資源量の増大に伴い増加するが、一定以上の水準になると生息域や餌の競合等により減少する。
- 資源量を回復量が最大となる水準に維持し、又は回復することで「最大の漁獲（ＭＳＹ）」を続けることが可能となる※。

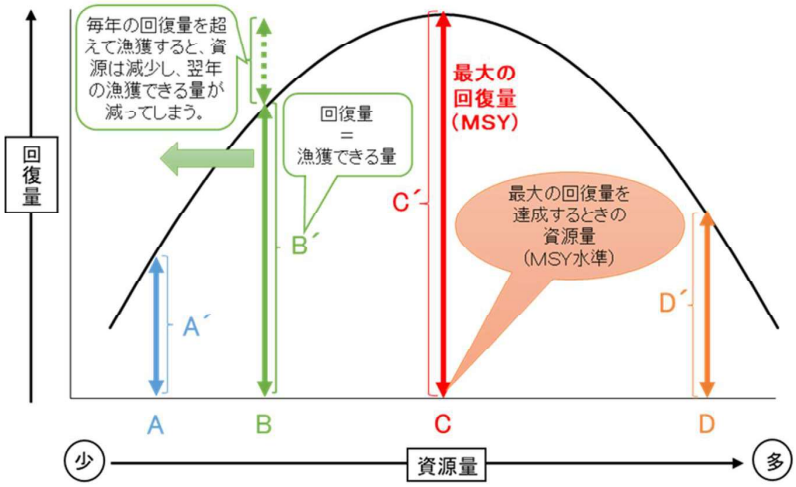

※このほか、資源量が増加することで、①群れの密度が濃くなったり、分布域が拡大したりすることにより漁獲効率が増加する、②資源量や漁獲量に占める大型魚の割合が増加する、といった変化が生じる。

ＴＡＣ管理の推進（ＴＡＣ資源拡大）

- ＴＡＣ管理については、令和６年３月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、令和７年度までに漁獲量ベース（※）で８割の状態を目指している。
- ＴＡＣ導入は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入により課題解決を図りながら進めていく。
- ＴＡＣ管理対象資源は、国際資源を含め令和７年９月１日時点で54資源。

（※）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

【ＴＡＣ資源拡大の進捗状況（令和２年以降）】

TAC管理の開始時期	水産資源
令和６年１月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和６年７月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和７年１月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和７年４月から開始	ぶり
令和７年９月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

４　TAC管理導入の検討について

ＴＡＣ管理の流れ

- ＴＡＣ（Total Allowable Catch/漁獲可能量）は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の資源評価結果を踏まえ、水産資源ごとに、資源管理の目標、資源量に応じた目標を実現するために必要な漁獲の強さの決定ルール（漁獲シナリオ）、その年の資源量の予測値により決まる。
- 資源管理の目標と漁獲シナリオは、漁業関係者が参加するステークホルダー会合での説明と水産政策審議会からの意見聴取を経て、農林水産大臣が「資源管理基本方針」の中で定める（漁業法第11条）。
- その上で、農林水産大臣は、水産資源・管理年度ごとに、ＴＡＣを定める。
- ＴＡＣの配分ルールを「資源管理基本方針」の中で定め、それに基づく配分数量を告示で定める。

【イメージ】

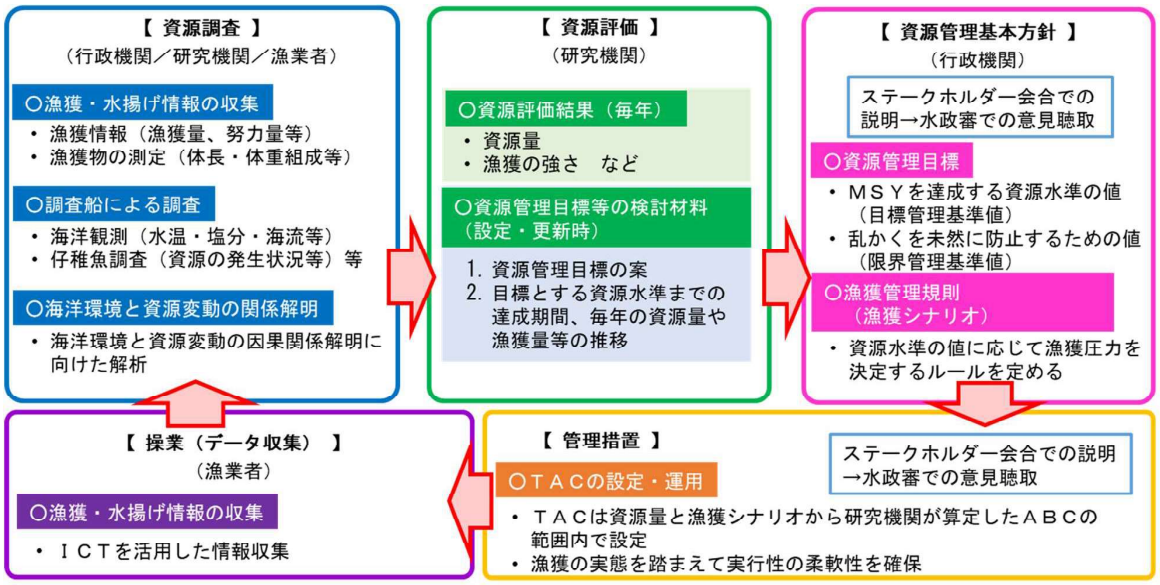

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理の目標（案）

- 資源評価に基づき研究機関から提示された資源管理の目標の案は以下のとおり。
- 2024年の親魚量は、「維持し、又は回復させるべき目標となる値（＝ＭＳＹ水準）」は上回っている。

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値（案）（Target Reference Point：ＴＲＰ） ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	577トン
限界管理基準値（案）（Limit Reference Point：ＬＲＰ） ＝下回ってはいけない資源水準の値。（過去最低親魚量）	329トン
2024年の親魚量	702トン
最大持続生産量（MSY）	191トン
2024年漁期の漁獲量	131トン

出典：令和７年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群資源評価

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の漁獲シナリオ（案）

- 資源評価に基づき研究機関から提示された漁獲シナリオの案は以下のとおり。
- 10年後に親魚量が「維持し、又は回復させるべき目標となる値」を50パーセント以上の確率で上回ることを基準に漁獲シナリオを決める。

漁獲シナリオ	調整係数（β）	平均漁獲量の予測値（トン）												10年後に目標を上回る確率（%）
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
・種苗放流を行う。 ・加入は４年後から高加入も含めた想定となる。	0.75	115	109	102	99	101	107	112	119	128	135	143	148	55
	0.7		102	96	95	98	103	108	116	125	132	139	144	62
	0.4		61	61	63	68	73	78	85	92	97	103	108	94
・種苗放流を行わない。 ・加入は４年後から高加入も含めた想定となる。	0.4		60	58	55	54	54	55	59	63	68	73	77	55

出典：令和７年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群資源評価

参考：漁獲の強さの調節について（β）

- β（ベータ）は、漁獲の強さを調整する漁獲シナリオの係数。
- 最大値は1.0。値が小さくなるほど漁獲の強さを抑えることになるので、ＴＡＣの数字は小さくなる。
- 現在の資源量が少ないほど、目標を達成しＭＳＹを得るまでの期間（10年が原則）を短くするほど、βの値は小さくなる。

【イメージ】

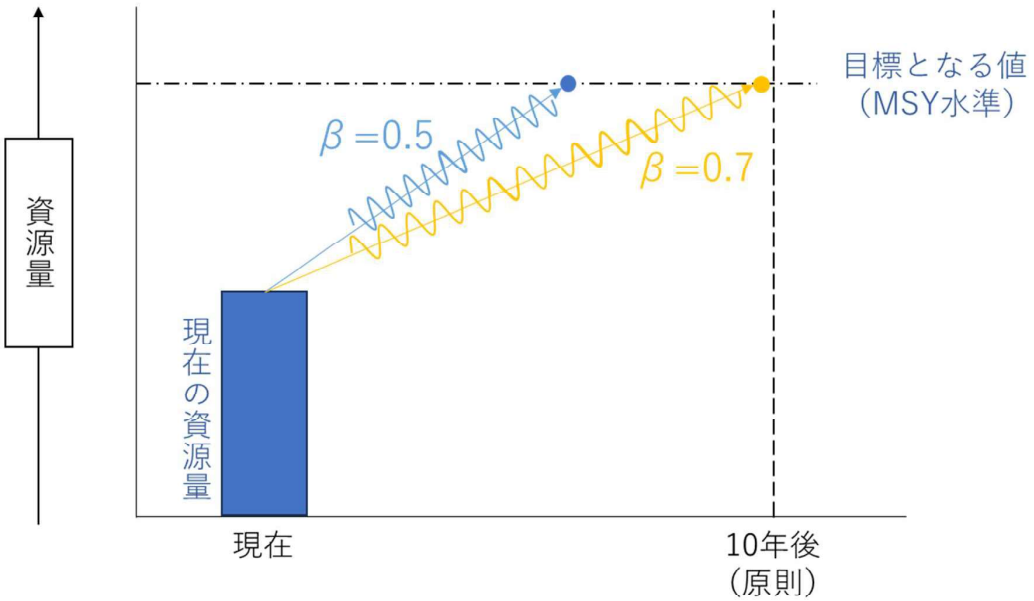

今後のスケジュール

新たな資源管理の検討プロセス

①	資源評価結果の公表	• 令和４（2022）年12月23日に公表
②	資源管理手法検討部会	• 令和５（2023）年７月に開催し、参考人等からの意見や論点を整理
③	ステークホルダー会合 （資源管理方針に関する検討会）	• 令和７（2025）年7月29日に第１回会合開催し、②で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論 • 第２回会合については本年度中に開催予定
④	資源管理基本方針の策定	• ③でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成 • パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑤	管理の開始	

第１回ステークホルダー会合取りまとめ

＜第２回SH会合で対応予定のもの＞

①トラフグにＴＡＣ管理を導入する理由について、分かりやすい説明を行う。

②漁場毎のＣＰＵＥの推移がわかる資料を提示する。

③β を0.05刻みで将来予測結果を提示（50%達成確率中心）する。

＜中長期的課題として対応するもの＞

①加入個体の由来について調査実施を検討する。

②遊漁の管理について、遊漁による採捕の状況把握を含め、検討を進める。

③漁獲シナリオの検討状況に応じて、支援策等について検討していく。

④再生産を阻害する恐れがある水域での管理のあり方について関係者間で議論する。

（参考資料）

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向

（2025年7月29日開催第1回資源管理方針に関する検討会資料）

1. 資源管理手法検討部会について

- TAC管理対象候補資源について、漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関し調査審議することを目的として、水産政策審議会資源管理分科会に設置されたもの。

- トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群は、令和５年７月に開催された第16回検討部会において、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場などの意見を踏まえて論点や意見が整理された。

- 部会での整理を踏まえ、ステークホルダー会合を開催する。

2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点（1／2）

（1）漁獲等報告の収集について

① デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
② 漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

（2）資源評価について

① 資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。
② 経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。
③ 海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。
④ 従来の分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

（3）資源管理について

① 漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。
② 遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。
③ 漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。
④ 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。
⑤ 漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。
⑥ 仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点（2／2）

（4）ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

① ステークホルダー会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。
② 資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。
③ 水産庁補助事業で設定したＫＰＩについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。
④ TAC導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（1）漁獲等報告の収集について

①デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
②漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

- TAC導入後は、漁業法に基づき報告義務がかかるため、本系群における市場外流通を含む全てのトラフグの水揚げについて報告が求められることとなります。
- TAC報告体制及び情報収集体制の整備は、ステップ1において、関係府県と協力しながら進めます。
- また、こうした体制の整備に当たっては、デジタル技術を活用したTAC報告の労力を軽減する取組も進めていきます（参考1参照）。
- なお、現在、資源評価で利用している海面漁業生産統計は、水揚機関調査、漁業経営体調査及び一括調査等を組み合わせて重複が無いように合算して作成しています（参考2参照）。自由漁業による漁獲や市場外出荷等についても、これら調査方法によりカバーされています。

（次ページに続く）

3. 意見や論点に関する対応の方向
（1）漁獲等報告の収集について

- 遊漁による採捕については、令和3年度に報告システムを構築し（参考3参照）、 関係団体、都道府県庁等を通じて協力を依頼しています。

  （遊漁採捕量報告：https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html）
- なお、令和6年4月に施行された改正遊漁船業法の下、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。この取組を活用して遊漁の資源管理に対する協力体制やルール作りに関する事項等の協議を行うことができます。（参考4参照）

（参考1）電子的な情報収集体制構築の取組

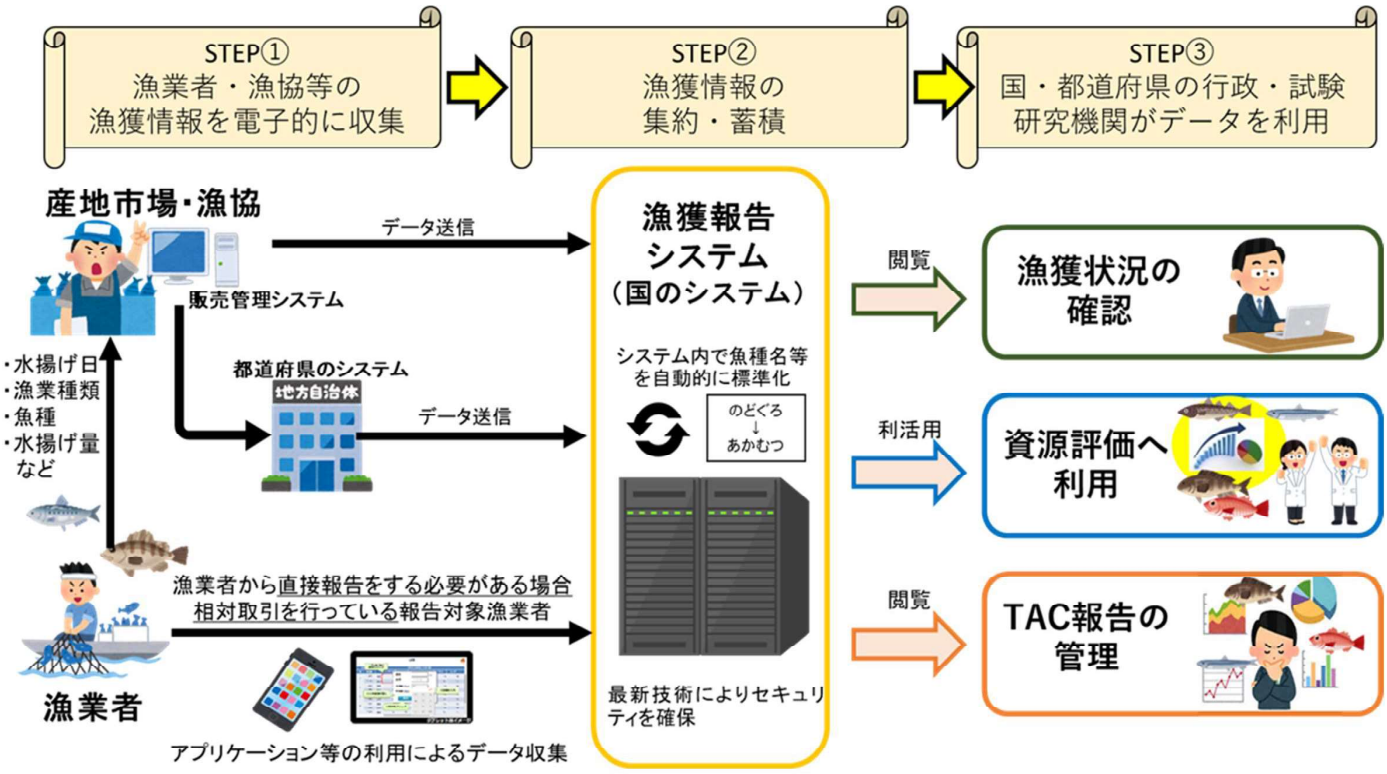

※令和4年度末500市場以上

（参考2）統計調査における情報収集の流れについて

- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせて、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成（組み合わせの程度（カバーの度合い）は都道府県により大きく異なる）

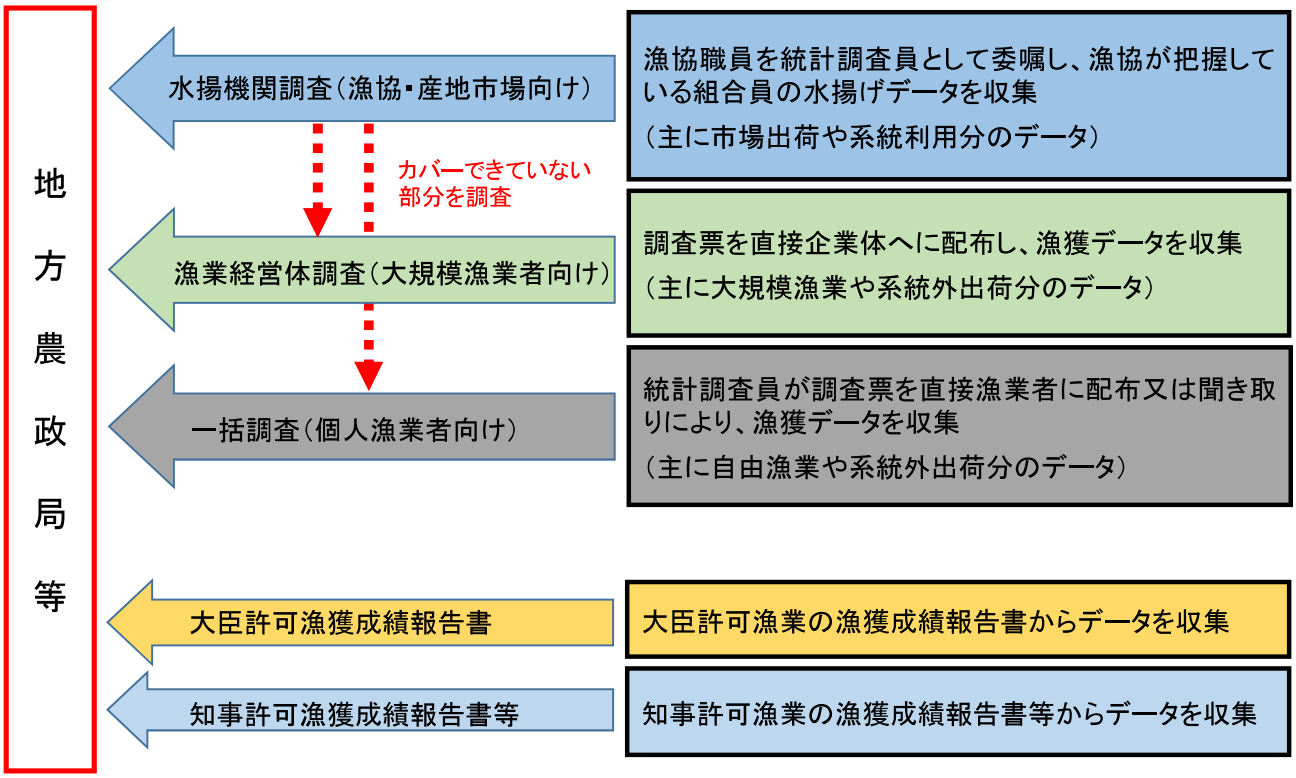

（参考3）遊漁採捕量報告について

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

- 資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
（LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能）

クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、
- **小型魚（30キロ未満）→　採捕禁止**
- **大型魚（30キロ以上）→　報告必要（キープは1人１日１尾まで）**

（※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。）

水産庁のWebサイト

水産庁　【お問合せ先】　水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）

（参考4）改正遊漁船業法について

改正遊漁船業法についての
事業者向けパンフレット

改正遊漁船業法について

～より安全・安心な遊漁船業を目指して～

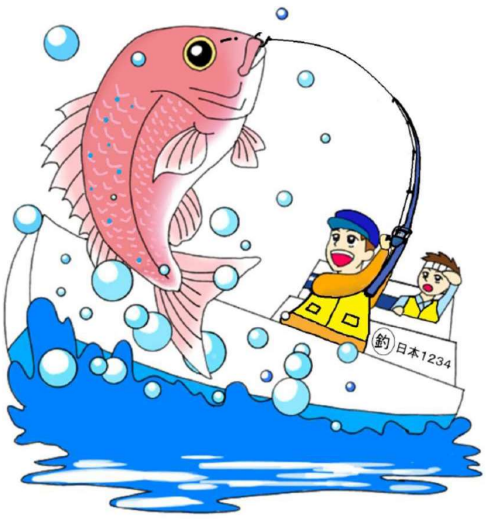

5．遊漁船業に関する協議会制度について

地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。
この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

- 事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
- 地域における出航の可否判断の統一基準
- 地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルールの策定や、トラブルの解決
- 遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。
また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。

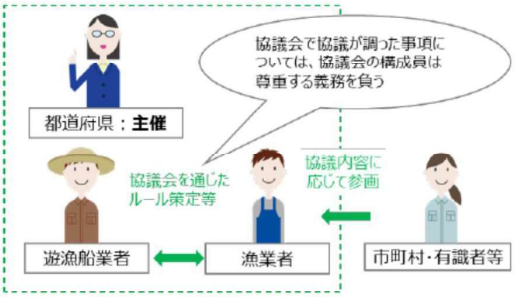

登録に関する問合先	遊漁船業の登録事務を行う都道府県の水産関係部局にお問い合わせください。各都道府県の連絡先はこちら。
法令に関する問合先	水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班 電話：03-3502-7768 改正遊漁船業法の情報はこちら。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（2）資源評価について

①資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。

- 今回の資源評価に関する説明においては、まずは分かりやすさに重点を置いた説明を行いました。
- そのため、分かりづらいところなどがありましたら、より丁寧な説明に努めますので、ご指摘をよろしくお願いします。

②経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。

- 経済的価値については様々な基準（解釈）が存在するため、具体的にどのような試算を行えばよいのかを明示いただければ、試算の可否について検討させていただきます。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（2）資源評価について

③海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。

- 漁場形成の変化については、本系群の分布域（本州日本海、瀬戸内海、東シナ海）内における変化であれば、基本的に資源量などの資源評価結果に反映（考慮）されています。
- 一方、分布域外（東北太平洋岸や伊勢・三河湾など）への移動については、標識放流調査や遺伝子に関する研究などの結果から、分布域内における移動よりも、かなり制限されていると考えられます。
- そのため、現在の本系群の資源評価については、基本的に、海洋環境の変化などに伴う漁場形成の変化を考慮した資源評価（現在の海洋環境の下での漁場形成を反映した資源評価）となっています。

（次ページに続く）

3. 意見や論点に関する対応の方向
(2)資源評価について

- 一方、分布域内の漁場形成の変化としては、例えば、産卵期の瀬戸内海においては、漁獲量の減少が続いていることから、漁場が形成されにくくなっている（産卵のために瀬戸内海に戻ってくる親魚が減少している）と考えられます。
- この要因については明らかになっていませんが、1つの可能性としては、高水温が影響している可能性が示唆されています。
- つまり、冬季における関門海峡付近の水温が高くなりすぎることにより、日本海や東シナ海から、関門海峡を通って産卵のために瀬戸内海へ戻る親魚が減少している可能性が示唆されています。
- なお、このように産卵のために瀬戸内海へ戻る親魚が減少していることが、本系群の特徴の一つである、親魚量はそれほど減っていないのに対し、加入量は大きく減少している一因となっている可能性も示唆されています。
- つまり、例え親魚がいても、産卵しない親魚が増えることによって、産み出される子供の数が減ってい可能性が示唆されています。

＜瀬戸内海における漁獲量の推移＞

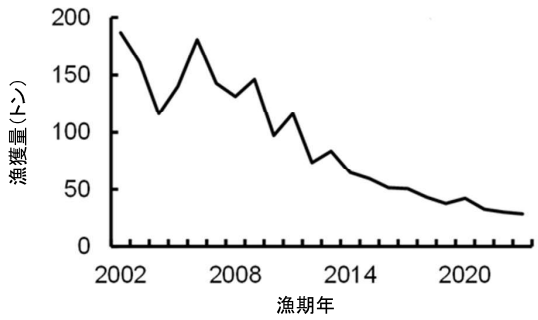

＜親魚量と加入量の推移＞

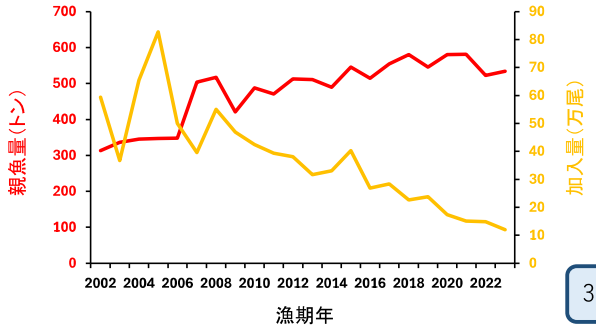

3. 意見や論点に関する対応の方向
(2)資源評価について

④従来の分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

- 神奈川県から青森県にかけてのトラフグについては、昨年度、「トラフグ太平洋中・北部」として資源評価を開始しました。
- そのため、今後も本資源に関する資源評価を継続することにより、漁獲情報や生物情報（体長、体重、年齢など）の蓄積に努めてまいります。
- なお、トラフグ太平洋中・北部の2022年漁期の漁獲量は126トンでした。
- また、トラフグ太平洋中・北部とトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群間の交流（移動）については、標識放流調査や遺伝子に関する研究などの結果から、かなり制限されていると考えられます。

＜遺伝解析の結果の一例＞

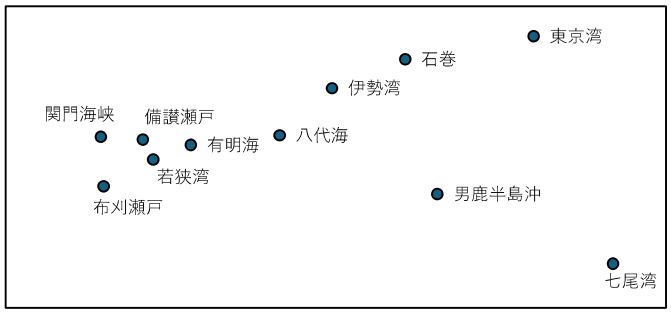

- 距離の離れた海域ほど、遺伝的な交流が制限されている
- 東京湾と七尾湾は、他の海域と有意な差あり

3. 意見や論点に関する対応の方向
（3）資源管理について

①漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。

- TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に本格運用を進めていく「ステップアップ管理」を導入することを考えています。
- 特定のグループがTAC管理に関して不均衡な負担を課されることのないよう、ステップアップ管理の中で検討してまいります。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（3）資源管理について

②遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

- 資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりないことから、資源管理の高度化に関しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していくこととしています。
- 遊漁による採捕の影響を把握することはその第一歩です。遊漁による採捕については、令和3年度に報告システムを構築し、関係団体、都道府県庁等を通じて協力を依頼しています。
- 加えて、遊漁船を利用した遊漁による採捕数量の推定手法を構築したところであり、当該手法を用いて府県において、登録されている遊漁船業者に対してヒアリングするなどしてその数量を算出していくことは今後の資源評価上も有効です。

（次ページに続く）

3. 意見や論点に関する対応の方向
（3）資源管理について

- 令和6年4月に施行された改正遊漁船業法の下、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。この取組を活用して遊漁の資源管理に対する協力体制やルール作りに関する事項等の協議を行うことができます。
- 遊漁船業を営む方のうち漁協の組合員は約70%を占めており、本日お集りの皆様方の漁協にも遊漁船部会があるなど遊漁船業者の方が身近にいると思います。遊漁船業者に対しては、国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでまいりますが、皆様方におかれても、遊漁船業者の方々と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただきますようお願いします。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（3）資源管理について

③漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。

- 他資源では、ステークホルダー会合において資源を維持しつつ安定供給を実現する漁獲シナリオを検討することとなっています。
- この資源についても同様の提案があれば検討してまいります。

④混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。

- 他資源においては、留保枠の設定や管理区分間での融通など、年による漁場や来遊時期の変動を踏まえ、操業停止とならないような管理の工夫を取り入れてきました。
- このような工夫の適用を基本に、ステークホルダー会合の議論に応じてまいります。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（3）資源管理について

⑤漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。

- 漁業法は、漁獲可能量による管理を基本としつつ、稚魚の成育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものと定めています。
- 栽培関係については、三位一体の改革により平成18年度に都道府県へ税源移譲され、以降栽培漁業は都道府県が主体的に行うこととされています。種苗放流数の拡大も含めた継続にあたっては、放流効果の試算とともに、経済合理性の観点からの検討が必要となります。加えて、親魚の獲り控え等により加入量を増やすことで本資源の回復に取り組むことも重要です。

3. 意見や論点に関する対応の方向
（3）資源管理について

⑥仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

- 資源管理の取組の過程において一時的な減収が発生することがあります。このため、計画的に資源管理などに取り組む漁業者を対象に減収を補填する漁業収入安定対策事業の予算を計上しています。
- その他、あらかじめ定められた要件を満たす場合には、減船又は休漁を支援する事業があります。

3. 意見や論点に関する対応の方向
(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

①ステークホルダー会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。

- 新たな資源評価や資源管理について皆様の理解を得るため、関係者の疑問や指摘を踏まえつつ、できるだけ平易な表現を用いたわかりやすい資料を作成し、説明してまいります。

3. 意見や論点に関する対応の方向
(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

②資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。

- 資源評価については、正解が不明なことから精度を評価することは困難ですが、参考のために親魚量と加入量が95%の確率で含まれる範囲を下図に示します。
- 本系群の資源評価においては、データとして、府県別漁業種別漁獲量、測定結果（体長、体重、年齢など）、とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書、その他各漁業種に関する漁協取扱量、人工種苗放流尾数などのデータを使用しています。

（次ページへ続く）

＜親魚量の推移＞

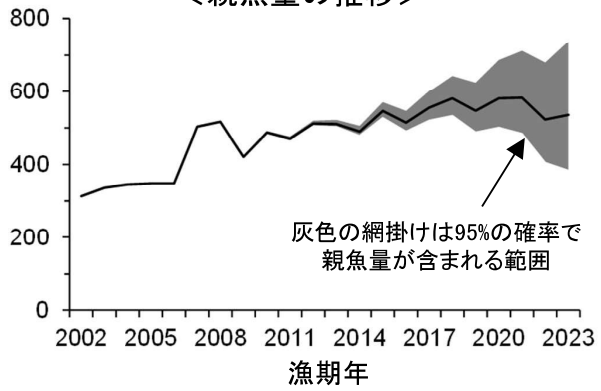

＜加入量の推移＞

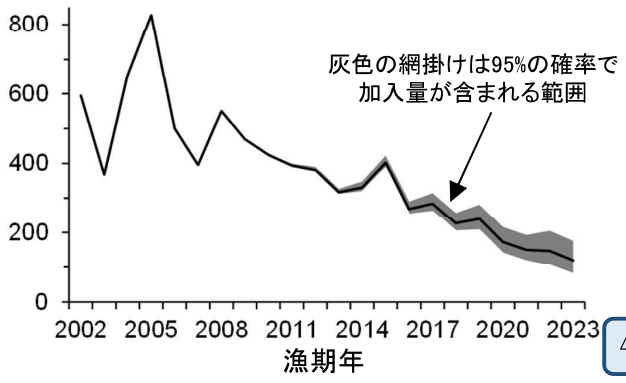

3. 意見や論点に関する対応の方向
(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

- 外国との交流の実態については、現時点では把握できていません。
- ただし、外国に存在する産卵場で産まれた個体についても、我が国の漁船によって漁獲された分については、資源量などの推定結果に反映（加算）されています。
- 種苗放流の効果については、一つの基準として、加入量に占める放流魚由来の個体の割合である混入率について、スライド８ページ目に示しています。
- 遊漁も考慮した資源量などを推定するためには、過去から現在に至るまでの遊漁採捕量や、遊漁で採集した個体の体長組成などに関する情報が必須となります。
- そのため、これらの情報が準備されれば、それらを組み込んだ資源評価の実施を検討させていただきます。
- なお、得られる推定結果の精度については、これらの情報の精度に大きく依存します。

3. 意見や論点に関する対応の方向
(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

③水産庁補助事業で設定したＫＰＩについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。

- 漁獲量が削減された場合においても、事業目的の達成のため、補助事業毎に設定されたＫＰＩを達成する必要があります。

④TAC導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。

- ステークホルダー会合の回数は定めておりません。関係者のご理解を得ながら必要な回数実施していきます。

4. 現地説明会で出た意見について（1／10）

（1）兵庫県

- 瀬戸内海に関連するもので言えば、トラフグだけでなくヒラメやマダイも候補として挙げられていたかと思う。小底の皆さんが気にするところは、やはり混獲。

（2）山口県

- 瀬戸内海だけでなく、韓国側や朝鮮半島西部・東部にも産卵場があるのではないか。だから大きいトラフグが深い所で獲れるようになったのではないか。
- 乗る人数も減っていて、1隻単位でいったら昔よりも獲れているのではないかと思っている。獲れる・獲れないはタイミングもある。まだまだデータが足りないと思う。
- 放流したものが卵を産んでいることもかなりあると思うから、放流を増やすことをより推進したほうが良いのではないかと思う。
- 関門海峡でのひっかけ釣りを山口県は禁止にしているが、他の県は禁止していない。禁止すべきではないか。
- オリンピック方式の場合、ひっかけ釣りの漁期は春先であるため、枠が残っていない可能性もあるのではないか。
- TACによって10年後に資源が増えても、はえ縄従事者がいなくなる可能性もあるなかで、水産庁はトラフグはえ縄漁業を残すための支援を考えているのか。
- 伊勢・三河湾系群では年間200トン、300トン獲れていたが、近年は資源が減っている。魚体も小さくなっていて、今年は全て1kg以下があがっていたのに、同系群はなぜTACを導入しないのか。
- 東京湾で遊漁船がたくさんフグを釣り、船長が捌いて持って帰らせると新聞に書かれていたが、そこはどう考えているのか。早く調査して全国的に管理をする方が良いと思う。
- 当地区には4月、5月に設置する定置が5ヶ統あるが、定置に入ったトラフグを買って、再放流している。TACを導入しても漁業経営の安定に繋がらないと思う。
- 相当努力している。たくさん投資してから漁を始めている。TACを導入する代わりにこういった支援をすると回答があれば安心して操業できる。状況はしっかりと伝えてほしい。

4. 現地説明会で出た意見について（2／10）

（2）山口県（続き）

- 資源は減っていると言うが、獲れ高は変わっていないとの認識。外国で生まれているトラフグの再生産の状況も反映させるべきではないか。加入量と親魚量が食い違っていることについて、今後の調査の見通しはどのようなものか。
- 資源の再生産の芽を摘むような漁法を禁止してほしいといった点についても、各県の判断だけでなく、広域的な委員会指示等も検討してほしい。
- 厳しい資源管理をするなら支援が必要との意見があらゆる場で言われているが、具体的に示されておらず、漁業者も不安になっている。いつどのようなタイミングで示すのかをSH会合で示してほしい。
- 他系群と合わせて管理してほしい。
- 関門海峡でのひっかけ釣りについて、TACを進める前に、手遅れにならないよう早急に対応していただきたい。TACを入れるのであれば禁止して欲しい。
- 産卵場で獲られるのが一番良くないと思う。
- 親魚量を確保して、加入量を増やしていくとのことだが、MSYを満たして親魚量を確保しても、本当に資源量が増えるのか疑問がある。本当にTACで増えるのかがよく分からない。
- 漁業者は収入が減る可能性もあるので、あやふやな数字による資源評価では納得できないということも認識しておいてほしい。
- 漁師は直接的に収入が減るため、その部分は国が支援する等、トラフグの事情に合った支援を考えてほしい。
- TACを導入して身を切れば将来腹いっぱい獲れるようになるのか。確約がなければうんとは言えない。マグロも獲るのを非常に我慢したが、今腹いっぱい獲れるわけではない。前例で成功した魚種をあげてくれれば納得しやすい。系群はあるが海は繋がっている。日東瀬系群だけが対象になっていることも納得できない。南風泊市場に獲りたい放題のところから大量に入ってきてしまう恐れもある。規制をするならすべてかけるべき。

4. 現地説明会で出た意見について（3／10）

（2）山口県（続き）

- 新規参入ができる状況を作ってもらいたい。資源管理するなら、今獲れている太平洋側の東北などを先にするべき。たくさん獲っていたらいなくなる。
- ブリとマグロは全国一斉のTAC管理なのに、トラフグは系群ごとなのが納得できない。
- 新規漁業者の夢や希望をなくす制限は納得できない。もう少し長く研究して、全国一斉で管理を開始してほしい。
- 沖では獲れている。
- 全体の解明がされていないのは太平洋も日東瀬系群も同じであり、その状況でTACをするのは不安という意見も受け止めて考えてほしい。
- TACをした時の支援をどうするのか、考えを資料の中に追加してほしい。
- 親が産卵場へ戻って来れない原因が水温が高まってきているからとのことだったが、資源量が減少傾向であるという分析としては、環境要因だけで、人為的にどうにもならないことであり、これが原因であるにも関わらず、これから獲り控えをしてとして資源が回復することに繋がるのかそもそも疑問である。
- 資源がどこも減少傾向なのは分かるが、近年では、水温の影響で瀬戸内海は激減していて、日本海は親がたくさんいて、それで一緒にされるのもどうかと思う。日本海側に比べると内海は産卵場も圧倒的に少ない上、環境要因によるものが大きいので、これから水温が下がるとも考えにくい。TAC管理するにしても瀬戸内海の事情も加味してもらわないと生活ができない。漁業者がいなくなってしまう。
- 外海は、いろいろなところに群れがいてそれを追いかけるように漁師が漁をするから安定しているのかなと思った。我々、ひとりで漁をするので、そこまで漁獲圧が大きいというわけではなく、外海の方が獲りすぎているのではないかと思っている。獲り方で言うならそこまで影響は与えないのではと思う。
- 他の県では、引っ掛け釣りという漁法が認められているが、瀬戸内海側で獲っていれば瀬戸内海側にカウントされることになる。内海入口付近で獲れたものまでカウントさせてしまうとそれだけで枠が厳しくなる。そういったいろいろな要素も加味して検討するべきではないか。

4. 現地説明会で出た意見について（4／10）

（2）山口県（続き）

- TACを進めていくといった方向性は理解するが、このあとSH会合等の場で検討・議論している中で、方向性について漁業者と共通認識を持った段階でTAC導入として頂きたい。他の魚種でも漁業者の納得を得ないままステップ1に入ったということもあったので、何度も言うが、これから出てくる課題についても漁業者の理解と納得を得た上で、進めて頂くようお願いする。
- トラフグ以外だと10月～3月くらいにかけてシロサバフグ、1月～3月にナシフグが獲れる。現状、ナシフグは販売できないので、トラフグに依存している。一部の海域では、ナシフグが販売できないが、ナシフグが主流になれば、トラフグを獲り控えて、漁獲圧を下げることに繋がると思うので、国の方で何か対応をしていただけないか。
- 漁法によって、漁獲量は大きく違ってくると思うが、同じルールの基、規制されてしまうと非常に困る。我々は、針なので、網に比べると獲れる量は多くない。そういったことも加味してほしい。
- 東北のほうは、資源量は減っていない可能性もあるということだが、そこも明らかにしなければ、こちらも減っていると断言できないのではないか。資源量はそこまで減っていないイメージなので、数量規制までやる必要はないのではないか。
- 当県では、0歳魚を獲らないという体長制限を調整規則で決めているが、他県ではそういったことはしていないだろう。今後、そういった規制がどういった効果があるのか、或いは、規制内容を見直す必要があるのか検討する必要があると思う。
- 資源評価をしていく中で、それぞれ報告いただいた漁獲量をもとに資源量や親魚量、加入量を推定していくことは理解した。ただ、やはり漁法による漁獲量を正確に示してもらわないと各場所、漁業のやり方が異なるので、規制条件を一律にされてしまうと圧倒的に不公平なので、まずは、漁法別の漁獲量をしっかり把握してもらいたい。また、カタクチイワシでも話があったと思うが、ステップ1に入らなくても漁獲量はいくらでも出せる。資源評価したあとにTACにどういった形で移行するのか検討されると思うが、その中で、トラフグを獲る漁法の違いや漁獲量を出せない地域等、十分把握した上で、SH会合に臨んで頂き、各地区の事情も聞いていただきたいと思う。

4. 現地説明会で出た意見について（5／10）

（2）山口県（続き）

- 遊漁と漁業は切り離して考えて頂く必要がある。漁業者が漁獲量をしっかり報告して遊漁は報告しないとはならないと思うので、資源評価を正確にしてもらうためにもしっかり指導して頂きたい。漁業者が規制されて遊漁が獲り放題ではおかしい。
- 他の漁法や魚種に転換もできないので、そういった規制をされるのであれば、組合員が困らないように支援策をしっかり考えてほしい。また、何度も言うが、漁法の観点からも考慮してもらいたい。
- 同じルールのもと数量規制されたら、我々は生活できない。他は違うと思うが、漁師はやめるしかない。そういった感覚の違いは考慮してほしい。

（3）福岡県

- 福岡県としては資源管理に賛成しており、全国的に賛成の方向に持っていくことが水産庁の仕事である。
- 獲り控えすれば資源量が増えるのは分かるが、親魚がいるのに産卵しない理由が分かりにくい。今の出漁日数からマイナス4日獲り控えしろというのは理解できるが、努力しても実際の効果があるのか不安がある。
- 令和5年に東京で管理手法検討部会を開き、それから2年が経過した。水産庁としていつ頃TACに踏み切るかを聞きたい。おおよそでいいから、いつ頃TAC化するつもりでいるのか目安を説明してほしい。
- 少なくとも福岡県の延縄漁業者は10年間資源管理を一生懸命に取り組んできた。今までの努力をどのように評価してくれるのか。TAC管理は今までやってきたことを国が管理してくれるため、福岡県の漁業者はトラフグ延縄を残すためにもTAC管理に移行しようとなった。こういった話も水産庁でしっかり頭に入れて進めてほしい。
- このまま資源が減り続けると、トラフグはTAC管理の魚種にならないのではないか。今年は山口県も漁獲が減っており、調べたところでは、長崎県の延縄でも相当漁獲が落ちている。そういったことも踏まえて、なるべく早く結論を出してもらいたい。

4. 現地説明会で出た意見について（6／10）

（3）福岡県（続き）

- 国で方向性を打ち出して安定確保を目指すなら、それに伴う漁業者の獲り控えについてこういった支援策をするから安心してほしい等、明確に示してほしい。
- トラフグは2～3月だけが漁期だが、積みプラは1年を通した収入で判断されてしまう。これだけでは不十分だからみんな不安に感じており、思い切った対策をお願いしたい。
- 漁獲量は少ないかもしれないが、トラフグは我々にとって非常に大事な資源。水産庁の資源管理には他資源と熱量に差があると感じる。法律が改正され、いずれはこういった魚種もTACの方向に進むと思っている。マダイも反対が多かったが、法律が改正されたからしょうがないと思った部分もあった。水産庁が強力なリーダーシップを発揮して、TAC導入を進めてほしい。微々たる資源だという捉え方はしないで、重要な資源だとして進めてほしい。

（4）佐賀県

- トラフグは全く獲れていない。黄海から有明海まで操業実績があるが、経験上、トラフグは水温が上昇すると獲れないので、トラフグを放流しても育たない環境になっているのではないか。去年、石川県の七尾を訪問した際には、トラフグが多く水揚げされていた。水温上昇の影響で、生息域が変わっているのではないか。
- 漁獲枠の配分は、過去3年平均が根拠となると思うが、「漁獲実績がないため漁獲枠の配分がなく操業できないというのは避けて欲しい」という意見がある。更に長期間遡った漁獲実績を配分の根拠とすることは可能か。
- トラフグの資源管理について、TAC導入前のステップとして広調委指示の範囲を広げるという方法もあり得るということか。

4. 現地説明会で出た意見について（7／10）

（5）長崎県

- 水温が上がって生産が上がらない中で、どのようにして沿岸漁業と沖合漁業が漁獲高を上げるかの方向性を水産庁には考えてほしい。
- 漁業者は法律で縛られているが、遊漁は委員会指示しかない。漁業・遊漁・養殖業が共存・共栄できるように法律に書いてほしい。
- 遊漁者は会社の所長ばかりで遊びでやっているが、漁業者は生活がかかっており、漁民が減っていることも考えて進めてほしい。
- 再生産のサイクルについて、もう少し踏み込んで説明をしてほしい。フグは専用の漁具を使うため、フグの漁獲を目的として操業している。努力量についてどこまで求めるべきなのか、漁業者の平均年齢を考えると漁獲圧も今後減少していくと思うので、β を厳しくするより種苗放流にもっと力を入れるべきなのかを考えてほしい。
- マイワシの発生は40年の経験がある私がギリギリ経験している。マイワシが増えたことにより、カタクチが減っている状況。兵庫県はシラス漁ができなくなったとか。マイワシが増加したときにフグが近くにいるといった状況があった時代もあったため、資源評価では考慮していないとの回答で終わるのではなく、漁業者に管理を理解してもらうためにももっと考慮してほしい。
- 素人考えではあるが、産卵前の親魚を強制的に産卵場に放流するといったことはできないのか。
- 説明の際に、アジ・サバ・イワシと同じような説明では不十分であり、現場の理解を得たいのであれば、漁業者にわかるように工夫するべきだと思う。繰り返すが、β 0.7に対しては疑義を持っている。
- 水産庁にお願いしたいこととして、何の魚種がTACになろうと、漁業者が漁業法での管理下に置かれるということになると思う。その事実と、規制内容を漁業者に細かく周知してもらいたい。また、TAC管理が始まった後、漁業法に抵触した場合、刑事罰が科されるが、遊漁者にはそれが無い。遊漁者も同じ海で商売している以上、遊漁者も同じ管理の中に含めてもらいたい。SH会合での回答を期待する。

4. 現地説明会で出た意見について（8／10）

（5）長崎県（続き）

- 管理を行う場合、遊漁者もPBもあわせて管理してほしい。委員会指示では効果が無い。漁業者は漁業法違反時に罰金、禁固、追徴がある。クロマグロ遊漁は6月5日に採捕禁止になっているが、獲っても何も罰がない。漁業者は（TAC上限を超えて）獲れば罰がある。漁業者は漁協や市場で管理されるが、遊漁者は自己申告のみ。遊漁者は釣れた魚をブロック加工して飲食店や水産会社と契約している。水産庁はどう対応するべきか考えてもらいたい。
- TACに反対しているわけではないが、魚価の安定を求めている。その分の補償もしてほしい。漁業者は積み立てしている。漁獲が減った分の差額を水産庁が払えばよい。低価格で魚を売っている企業に対して販売価格の引き上げを提案しても取り合ってもらえない。むしろ企業の方から補助金を要求してくるだろう。そうすると漁業者への補助金が減る。補助金のバラマキよりも補助金を沿岸・沖合漁業が成り立つように使ってほしい。TAC制度はなぜ養殖業者にはないのかということも言いたい。水産庁は沖合漁業、養殖漁業だけでタンパク源の確保を行うつもりなのか。沿岸漁業はどうでもよいのか。水産庁はテーマを広く持って、漁業者のことも考えてやってほしい。
- 漁業者の収入に直接影響するから、それなりの補償がないと漁業者は納得しない。管理をしないといけない状況であることは、漁業者もしっかり分かっているが、生活のために魚を獲っており、漁業者が納得する形にしないとTACは無理だと思う。
- 系群ごとの管理は理解しているが、長崎県は数十年前から資源回復の取組を行ってきた。系群外の資源はまだ調査が足りないとのことだが、系群外で獲れたものが南風泊魚市に流通してきて、九州の漁業者の魚価が下がるといったこともある。系群外の資源の管理についても、漁業者が納得できる説明をお願いしたい。

4. 現地説明会で出た意見について（9／10）

（5）長崎県（続き）

- 低加入が続く前提で、漁獲量を減らさないともっと悲観的な状況になると理解した。直近漁獲量との落差がかなり大きくなるため、どう緩和して安定的な漁獲に繋げるかの議論はもっと踏み込む必要があるかと思った。
- 混入率が非常に高い資源だと思うが、留保枠はどのような方向性で考えているのか。また、漁獲量を131トンから87トンにすることに衝撃を受けたが、クロマグロのような厳しい管理にならないようにしてほしい。
- 長崎県は3、4月で漁獲が多いため、後半融通がしにくくなる可能性もあるかと懸念している。持ち帰って改めて要望する。
- 産卵場にいかないのであれば、漁獲圧を減らしても低加入が続くのではないかと思った。それよりは種苗放流が大事かと思った。

（6）熊本県

- 将来予測について10年後まで想定しているが、フグ単価の低下、燃油単価の高騰などの理由から、10年後は漁師が減っていると思う。
- TAC配分について、0歳魚を捕らないようにしているため、年齢別・サイズ別で漁獲枠が配分される場合に不利となる。
- 種苗放流予算を多く確保した県が、多く配分を受けることにならないように、検討をお願いしたい。
- 熊本県は4月が漁期であるため、TAC初期配分が4月からスタートした場合、配分後数週間で漁期が終了することになる。他県はまだ漁期前のため、枠の融通を受けにくくなるかと思う。TAC管理期間についてその点を配慮してもらいたい。

4. 現地説明会で出た意見について（10／10）

（7）大分県

- できれば、国として大規模な放流をお願いしたい。
- 県として栽培関係事業を実施しているが、全体として規模が縮小している実態がある。そのため、違う仕組みを考えないと今後の放流事業の予算はじり貧になる一方かと考える。この機会に国の方で、大規模な予算を確保して頂けると助かる。
- 市場外流通の把握方法が確立されていないので、本来の漁獲量がわかりにくいのではないか。
- 遊漁者への周知はどうやって行っていくのか。協力しない場合はどうするのか。
- TAC配分は基本的に過去の漁獲実績に応じて配分されるため、自主的な漁獲規制に積極的に取り組んだ地区は不利になる可能性がある。TAC配分当初は均等に配分し、それから各地の漁獲実績に応じて調整してはどうか。
- 数量配分においては、各地の漁法やとれる時期、サイズに十分配慮し、公平な配分となるようお願いしたい。
- 資源の増加や突発的な来遊に対応できるように、十分な留保枠を用意してほしい。
- 広域に回遊する資源であるため、関係都道府県が足並みをそろえた取り組みが必要。
- 高水温により産卵回遊が阻害されているのであれば、春先の大型親魚を買い取り産卵海域に移送・放流するなど、再生産効率改善につながるような調査研究を水産研究・教育機構を中心に進めてほしい。
- 漁業者によっては時期により漁法を変え、良く獲れているものや単価の高いものを狙って操業している。トラフグ以外の魚種が好調な場合には漁獲制限は問題なく実施可能と思われるが、トラフグ以外の魚種が不漁の際にはトラフグへの依存度は高まっていくため、漁獲制限は難しいと感じている。

（参考資料）

各府県の漁法について

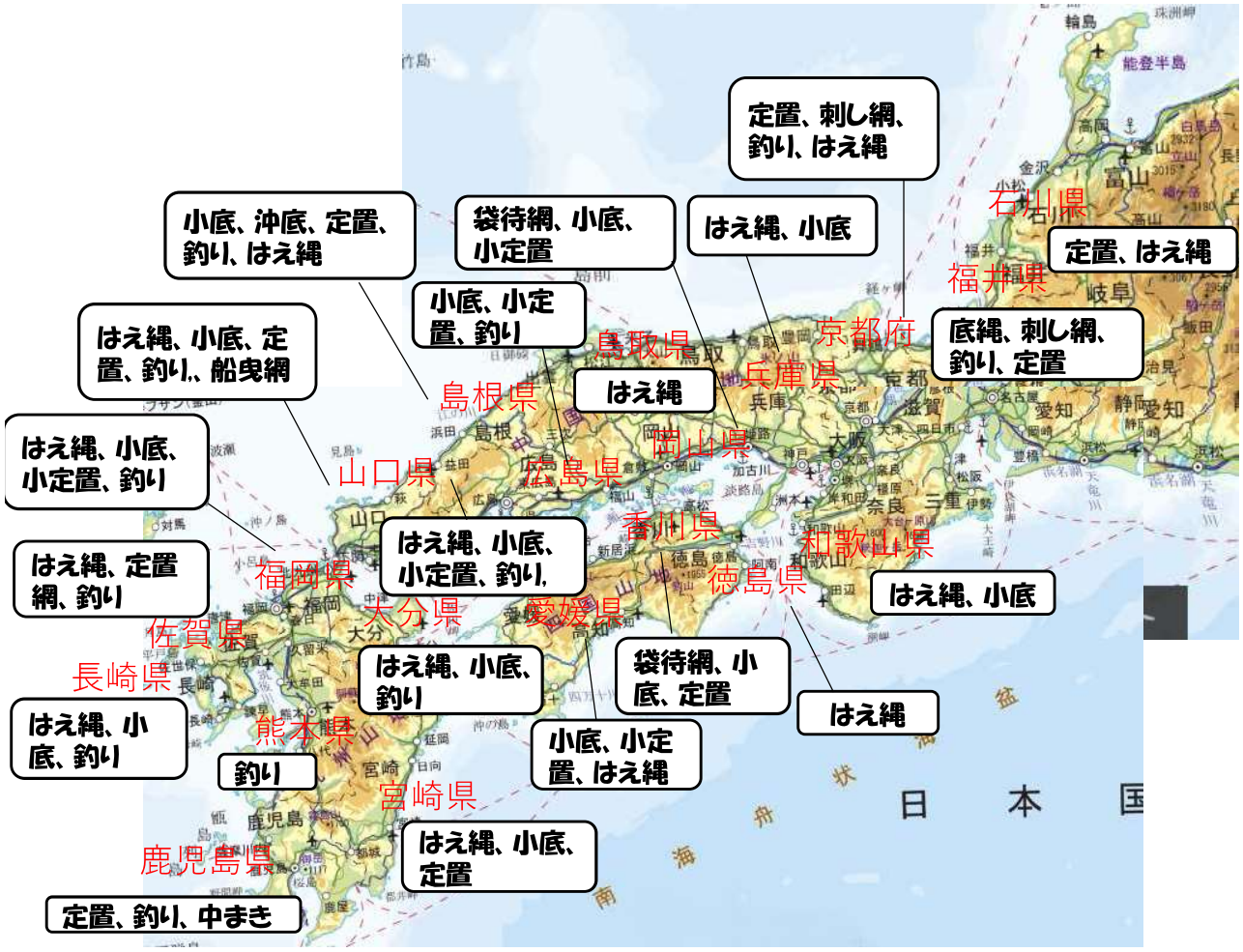

府県別の主な漁法と近年の漁獲量

- **日本海側では、はえ縄や一本釣りが主な漁法。1歳以上が漁獲の中心。**
- **瀬戸内海側では、小底、袋待網等、網漁具が多い。**
  全体の漁獲量は少ないが、漁獲物に占める割合が最も高いのは0歳魚。

単位(トン)

漁期年	秋田	山形	石川	福井	京都	鳥取	島根	山口（日本海）	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿児島	有明海**（0歳漁）
2020	3	2	2	5	1	1	3	35	46	1	9	9	1	1
2021	4	1	4	5	2	1	3	56	62	2	8	6	0	2
2022	4	2	3	4	2	1	3	27	39	2	9	7	0	1
2023	2	1	4	3	2	2	4	42	33	1	6	6	0	1
2024	5	1	3	2	2	1	3	39	34	1	6	5	1	1

漁期年	宮崎	大分	愛媛	山口（瀬戸内海）	広島	岡山	兵庫（瀬戸内海）	香川	徳島	和歌山	合計
2020	1	11	11	7	2	1	3	3	0	0	159
2021	1	8	11	4	1	1	2	4	0	0	189
2022	1	7	10	4	0	2	3	3	0	0	135
2023	1	8	11	4	0	2	2	2	0	0	135
2024	＊1	5	10	*5	＊0	＊1	＊2	＊4	＊0	0	＊131

＊概数値

＊＊福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県の漁獲量の合算。

（出典：令和7年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

都道府県での取組状況①

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（漁期／主漁期）	府県別2020	漁業種類別2020	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	取組についての記載（令和6年度）現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
秋田県	九日東	定置網	日本海（秋田県沿岸）		3.3	2.2	3.8	3.0	4.3	4.0	2.2	2.0	4.6	4.1	500g以下の小型魚再放流（一部地区の漁業者の自主規制）	小型魚の再放流を実施（一部地区）	資源管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及	県で実施する種苗放流及び放流効果調査等に基づく資源管理の検討
		釣り・はえ縄	日本海（秋田県沿岸）			1.0		0.6		0.2		0.1		0.1	小型魚の再放流、採捕期間の設定（一部地区の漁業者の自主規制）	小型魚の再放流を実施、操業は10月開始予定（一部地区）		取組の波及	
		その他（さし網・底びき等）	日本海（秋田県沿岸）			0.1		0.2		0.1		0.1		0.4	なし	なし	なし	なし	
山形県	九日東	小型定置網	日本海（山形県沿岸）		1.6	0.1	1.5	0.3	2.5	1.0	1.0	0.2	1.4	0.6	小型魚（1,000g以下）の再放流（一部漁業者による自主規制）	同左 ※小型魚の入網は主漁期に2,3尾程度とのこと	なし	なし	現状の取組を継続
		はえ縄	日本海（山形県沿岸）			1.4		1.0		1.0		0.7		0.8	種苗放流、操業期間の設定、小型魚（700g以下）の再放流（一部漁業者による自主規制）	同左	漁業者団体の実質的な活動休止により統一された自主規制がなくなった	なし	
		その他	日本海（山形県沿岸）			0.1		0.2		0.5		0.1		0.0	なし	なし	なし	なし	
石川県	九日東	定置網	日本海（石川県沿岸）		2.7	1.4	3.3	2.1	2.8	2.2	4.3	3.6	2.8	1.6	主漁期（3月下旬、4月）に網数×10日間以上の網揚げ休漁（県内一部）	主漁期（3月下旬、4月）に網数×10日間以上の網揚げ休漁（県内一部）	なし	なし	現状の取組を継続
		はえ縄	日本海（石川県沿岸）			1.1		0.8		0.4		0.4		1.2	西海支所：全長30cm以下再放流、操業解禁日（11月1日）設定、禁漁区設定（約3km2）、種苗放流R6：1.58万尾 ななか支所：全長20cm以下再放流、操業解禁日（11月1日）設定、漁具制限（針数800本以下/統）	同左	なし（種苗放流に対しては、放流種苗の確保や経済的・労力的負担の観点から継続性に懸念あり）	なし	現状の取組を継続
		その他	日本海（石川県沿岸）			0.2		0.4		0.2		0.3		0.0	なし	なし	なし	なし	なし
福井県	九日東	はえなわ	若狭湾		5.3	0.0	5.5	0.2	4.2	0.3	2.8	0.2	2.1	0.2					
		さし網	若狭湾																
		釣り	若狭湾																
		定置網	若狭湾			5.3		5.3		3.9		2.5		1.8	各漁業者の自主的な取組みとして、全長20cm未満の小型魚を再放流。	同左	なし	なし	各漁業者の自主的な取組みとして、全長20cm未満の小型魚を再放流。
		底びき	若狭湾			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					
京都府	九日東	大型定置網	京都府海域		1.4	1.2	2.2	1.9	1.8	1.5	2.0	1.7	1.7	1.4	なし	なし	なし	なし	予定なし
		小型定置網	京都府海域			0.2		0.3		0.2		0.2		0.2					
		その他の漁業	京都府海域			0.0		0.0		0.1		0.1		0.1					
大阪府	瀬	小底	大阪湾東部			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	週休2日制の実施	底びき網漁業者が独自に設定した週休により休漁を実施	なし	現状混獲での漁獲で、漁獲量もわずかのため、現状以上の取組みの検討は難しい。	現行の取組の継続

都道府県での取組状況②

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（1月～12月）	府県別2020	漁業種類別2020	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	取組についての記載（令和6年度）現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
兵庫県	瀬	はえ縄	播磨灘		3.0	1.7	1.9	1.0	2.5	1.2	2.3	1.1		1.0	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	冬季の来遊に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかであり、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		はえ縄	大阪湾北西部			0.2		0.1		0.7		0.3		0.2	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	冬季の来遊に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかであり、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		小底	大阪湾北西部			0.2		0.2		0.2		0.4		0.2	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	当該魚種を選択的に漁獲しておらず、その漁獲量もわずかであり、現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		はえ縄	紀伊水道北部			0.8		0.5		0.3		0.5		不明	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	冬季の来遊に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかであり、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		小底	紀伊水道北部			0.1		0.1		0.1		0.0		不明	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	当該魚種を選択的に漁獲しておらず、その漁獲量もわずかであり、現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
和歌山県	瀬	底びき	紀伊水道		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	なし（現在混獲による漁獲のみ）	なし（現在混獲による漁獲のみ）			なし
		はえ縄	紀伊水道外域			0.0		0.0		0.0		0.0		0.1	○日高ふぐはえ縄組合の取組 解禁日設定（瀬戸内海は9月初旬、太平洋は10月中旬）、毎週月曜休漁、500g以下放流	左記の取組を継続	なし	なし	現在の取組を継続
鳥取県	九日東	はえ縄	鳥取県沖合		1.9	1.8	1.0	0.9	1.0	0.9	1.4	1.3	1.8	1.7	なし	なし	なし	なし	予定なし
		その他	鳥取県沖合			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	なし	なし	なし	なし	予定なし
島根県	九日東	沖底	島根県～山口県沖合海		3.0	1.8	2.8	1.9	2.8	1.5	3.9	3.3	3.4	2.8	なし				予定なし
		小底	日本海（島根県沿岸）			0.1		0.0		0.1		0.1		0.1	なし				予定なし
		定置網	日本海（島根県沿岸）			0.7		0.4		0.5		0.3		0.2	なし				予定なし
		釣り・はえ縄	日本海（島根県沿岸）			0.0		0.0		0.1		0.1		0.1	なし				予定なし
		その他	日本海（島根県沿岸）			0.4		0.5		0.6		0.2		0.1	なし				予定なし

都道府県での取組状況③

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（1月～12月）	府県別2020	漁業種類別2020	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	取組についての記載（令和6年度）現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
岡山県	瀬	底びき網	備讃瀬戸		1.4	0.3	0.8	0.1	0.8	0.1	1.8	0.1	0.9	0.2	全長10cm以下再放流(全県)	再放流は、各漁業者の自主的な取組	なし	なし	現状の取組を継続
		袋待網	備讃瀬戸			1.1		0.7		0.7		1.6		0.7	全長10cm以下再放流(全県) ふ化仔魚放流の実施 ・朝の満ち潮を休漁	再放流は、各漁業者の自主的な取組 ふ化仔魚116万尾放流	なし なし	なし なし	現状の取組を継続
		定置網	備讃瀬戸												全長10cm以下再放流(全県)	再放流は、各漁業者の自主的な取組	なし	なし	現状の取組を継続
		その他（釣り、刺網）	備讃瀬戸									0.1							
広島県	瀬	小型定置網	福山市田島沖			0.1		0.1		0.0		0.03		0.06	全長12cm以下再放流				
		小型定置網	福山市田尻沖			0.0		0.0		0.0		0.00		0.00					
		小型定置網	福山市走島沖			不明		不明		不明		不明		不明	協議中				
		小型底びき網	広島県海域			不明		不明		不明		不明		不明					
		はえ縄	広島県海域（主漁場は県西部海域）			不明		不明		不明		不明		不明	全長10cm以下採捕自粛、漁船規制（5トン以上は許可漁業、浮きはえ縄禁止）				
山口県	九日東	はえ縄	日本海		27.2	26.1	33.5	32.6	54.7	54.2	28.0	26.2	44.2	43.1	○広域漁業調整委員会指示 ・休漁期間の設定 ・2017漁期から全長30cm以下再放流の取組を開始 ○種苗放流 平成26年度から、放流適地評価ランクA、Bとなっている河口、干潟域への集中放流を継続実施 ○ 産卵親魚保護 延縄協議会が日本海側の定置網で漁獲された産卵親魚（メス）を買取り標識放流				
		釣り	日本海					0.0		0.1		0.0		0.0	小型魚（全長30cm以下）再放流の協力要請 定置網に入網したメス産卵親魚の一部を標識放流				
		小底	萩湾、仙崎湾			0.0		0.0		0.0		0.1		0.0					
		船曳網	萩湾、仙崎湾			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					
		大型・小型定置網	長門市～萩市沿岸			1.1		0.8		0.4		0.3		0.5				産卵期の定置網入網親魚の再放流促進	
		その他	日本海									1.3		0.6					
		ひっかけ釣り	山口県日本海	採捕禁止											委員会指示により採捕禁止（一般遊漁も含む）				

都道府県での取組状況④

府県	海域	漁業種類	主漁場	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	府県別2020	漁業種類別2020	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	取組についての記載（令和6年度）現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
山口県	瀬	はえ縄（徳山支店）	周防灘～伊予灘	漁期	漁期	漁期	漁期	主漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	3.2	3.2	4.5	4.5	4.4	3.9	3.8	3.4	4.772	4.521	○委員会指示（2017年9月～）全長20cm以下、周年採捕禁止 ○自主規制 禁漁期間設定（4月1日～20日）、禁漁日設定（毎週日曜）、漁具規制（針の太さ（直径）1.2mm以上）			産卵親魚の保護についても検討する必要がある	
		はえ縄（床波支店）	周防灘										漁期	漁期	漁期															
		はえ縄（平生支店）	伊予灘～広島湾						漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期															
		はえ縄（室津支店）	伊予灘～広島湾	漁期	漁期	漁期					漁期	漁期	漁期	漁期	漁期															
		はえ縄（上関支店）	伊予灘～広島湾	漁期	漁期	漁期					漁期	漁期	漁期	漁期	漁期															
		はえ縄（岩国市、周防大島町）	伊予灘～広島湾								漁期	漁期	漁期																	
		小底（植生支店）	周防灘				漁期					漁期	漁期	漁期	漁期		0.0		0.0		0.0		0.0		0.001	○委員会指示（2017年9月～）全長20cm以下、周年採捕禁止			産卵親魚の保護についても検討する必要がある	
		小底（宇部地区各支店）	周防灘				漁期					漁期	漁期	漁期	漁期				0.0		0.1		0.1		0.045					
		小型定置網	周防灘			漁期	漁期	漁期																						
		小型定置網	山陽小野田市、厚狭川			漁期	漁期						漁期	漁期	漁期		0.0		0.0		0.0		0.0		0.000					
		その他	山口県瀬戸内海																		0.4		0.3		0.206					
		ひっかけ釣り	山口県瀬戸内海	採捕禁止																						委員会指示により採捕禁止（一般遊漁も含む）				
徳島県	瀬	はえ縄	紀伊水道	漁期	漁期	漁期							漁期	漁期	漁期	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	（紀伊水道延縄連合会）紀伊水道海域での禁漁期間設定（5/15～8/31）、500g以下再放流	現行の取組内容のとおり実施中	なし	なし	現行の取組の継続
香川県	瀬	袋待網（込網）	備讃瀬戸	漁期	漁期	漁期	漁期	主漁期	漁期	漁期						3.3	2.7	3.7	3.5	3.3	3.0	1.5	1.4	4.0	3.8	・水産研究所の資源調査に協力 ・朝の満ち潮を休漁（4/20～6/20）（高松地区） ・1kg未満標識再放流（高松地区）	・取り組みを継続 ・4/20～5/24 22尾 標識再放流	なし	なし	現状の取り組みを継続
		袋待網（込網）	備讃瀬戸、播磨		漁期	漁期	漁期	主漁期	漁期	漁期							0.6		0.2		0.2		0.1		0.2	・水産研究所の資源調査に協力 ・1kg未満標識再放流（庵治地区）	・取り組みを継続 ・4/21～5/6 9尾 標識再放流	なし	なし	現状の取り組みを継続
		小型底びき網	香川県海域	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期		不明		不明		不明		不明		不明	・全5地区で、全長15cm以下再放流	取り組みを継続	なし	なし	現状の取り組みを継続
		定置網	香川県海域	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期		不明		不明		不明		不明		不明	・定置網の組織がなく、協議が困難。	取り組みを継続	なし	なし	現状の取り組みを継続

都道府県での取組状況⑤

府県	海域	漁業種類	主漁場	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	府県別2020	漁業種類別2020	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	取組についての記載（令和6年度）現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
愛媛県	瀬	小底等	燧灘	漁期	漁期							漁期	漁期	漁期	漁期	10.6	0.3	12.4	0.5	10.2	0.6	11.8	1.2	10.6	1.4	全長15cm以下再放流（20cm（愛媛県漁協小部支所））	現行の取組の継続と再徹底	なし	西条市地先は稚魚育成場であり、種苗放流を行っているところであるが、より生残率の高い放流技術手法を検討している。	本県は既に漁獲効率の高い浮き延えなわ漁業や浮き流し釣り漁業を漁業調整委員会指示で禁止しており、現行の取組の継続と再徹底を図っていくこととしている。
		小底	伊予灘	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期								0.2		0.2		0.1		0.2		0.1	全長15cm以下再放流	現行の取組の継続と再徹底	なし		
		小型定置網	西条地先										漁期	漁期	漁期		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					
		小型定置網等	布刈瀬戸				漁期	主漁期	漁期								0.1		0.4		0.4		1.1		0.9					
		はえ縄	伊予灘	漁期	漁期	漁期							漁期	漁期	漁期		0.7		0.9		0.8		1.1		1.1					
		はえ縄	三崎地先	漁期	漁期	漁期	漁期			漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期		1.4		0.7		1.6		1.6		1.4	全長15cm以下再放流、4/1～6/30自主禁漁（愛媛県漁協三崎支所）	現行の取組の継続と再徹底	なし		
		はえ縄等	宇和海	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期			漁期	漁期	漁期	漁期		7.9		9.7		6.7		6.6		5.7	全長15cm以下再放流、4/1～6/30自主禁漁（愛媛県漁協三崎支所）	現行の取組の継続と再徹底	なし		
福岡県	九日東	ふぐはえ縄	筑前海（B海域）	漁期	漁期	漁期						漁期	漁期	漁期	漁期	43.3	39.2	45.1	38.4	63.9	57.5	36.7	32.7	31.7	27.2	9-12月全長30cm以下再放流、1-3月35cm以下再放流、休漁期間の設定、種苗放流	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		小底等（ふぐはえ縄以外）	筑前海	漁期	漁期	漁期	漁期	主漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期		1.7		3.4		3.6		1.3		2.5	一部支所で15cm以下再放流	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		ひっかけ釣り	関門海峡				漁期	主漁期	漁期								2.3		2.6		2.4		2.0		1.5	乗組員規制（3名以内）、雌の買い取り放流、操業期間（46日）の設定、種苗放流	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		釣り	有明海									漁期	漁期	漁期	漁期		0.1		0.7		0.4		0.7		0.5	操業期間の設定（8～9月の操業自粛） 種苗放流	予定通り実施	自粛期間中に近隣県から県内市場に出荷があり、品薄で単価が高く、県内漁業者から不満	関係県との協調	関係県との協調の推進
	瀬	小底等	豊前海	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	1.4	1.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2	15cm以下再放流（小底）	予定通り実施			現状の取組を継続
佐賀県	九日東	はえ縄	日本海・東シナ海	漁期	漁期	漁期							漁期	漁期	漁期	1.3	1.1	1.3	1.2	2.2	2.1	1.3	1.2	0.8	0.7	休漁期間の設定、全長制限：30cm以下再放流（広域漁業調整委員会指示）、種苗放流（4万尾）	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		定置網等	日本海			漁期	漁期	漁期									0.2		0.1		0.1		0.1		0.1	小型魚（30cm以下）再放流の協力呼びかけ	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		あんこう網	有明海														0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	継続して漁獲実態調査及び再放流（全個体）	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		釣り	有明海														0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	調査の結果漁獲なしのため、取組なし	調査の結果漁獲なしのため、取組なし	調査の結果漁獲なしのため、取組なし		

都道府県での取組状況⑥

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（漁期／主漁期）1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	府県別2020	漁業種類別2020	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	取組についての記載（令和6年度）現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
長崎県	九日東	はえ縄	日本海・東シナ海													9.6	4.3	9.9	3.9	9.8	2.8	6.3	3.0	5.4	2.0	休漁期間の設定、全長制限：30cm以下採捕禁止（広域漁業調整委員会指示）、種苗放流	現行の取り組みを継続			
		釣り	有明海														4.5		5.4		6.7		2.7		2.7	なし				休漁日設定等の検討
		はえ縄	有明海														0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	なし				休漁日設定等の検討
		小底	橘湾														0.8		0.6		0.3		0.6		0.7	なし				
		小底	有明海														0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	操業期間設定（5月1日～8月15日、11月1日～2月末）、漁具制限（ビーム長12m以下。同時使用漁具数1統。袋網目合（15cmにつき16節以下））				休漁日設定等の検討
熊本県	九日東	釣り	有明海													6.8	5.7	6.3	5.1	6.5	5.8	4.9	4.2	5.7	4.4	雌及び0.8kg以下の小型魚の再放流、種苗放流（28,000尾、ALC・鰭抜去処理）、休漁日の設定	予定通り実施	なし	現在の自主的な取組の徹底	現在の取組を継続
		釣り	八代海														1.1		1.2		0.7		0.7		1.3					
大分県	瀬	一本釣り	豊後灘													10.7	0.1	10.4	0.1	7.9	0.1	7.8	0.1	5.7	0.1	全長20cm以下再放流	県内で取り組まれている。	現在の取組の中で問題は出ていない。	取組を実施する際に問題は起きていないため改善は考えていない。	現行の取組の周知徹底を図る。
		はえ縄	豊後灘														4.2		3.9		2.6		3.2		2.2					
		小底	豊後灘														0.1		0.1		0.1		0.1		0.1					
		その他	豊後灘														0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	なし				
		一本釣り	豊後水道														5.5		5.4		4.0		3.3		2.7	全長20cm以下再放流	県内で取り組まれている。	現在の取組の中で問題は出ていない。	取組を実施する際に問題は起きていないため改善は考えていない。	現行の取組の周知徹底を図る。
		はえ縄	豊後水道														0.4		0.4		0.6		0.7		0.3	全長20cm以下再放流、トラフグを主目的とする漁業を禁止する期間の設定（4月1日～8月19日）、禁漁区域設定				
		小底	豊後水道														0.0		0.1		0.1		0.1		0.1	全長20cm以下再放流				
		その他	豊後水道														0.3		0.4		0.4		0.3		0.3	なし				
宮崎県	瀬	はえ縄	日向灘													1.4	1.0	0.9	0.6	0.8	0.5	0.7	0.5	0.8	0.6	4月に漁獲されたトラフグの全数放流	4月に漁獲されたトラフグの全数放流	なし	なし	現在の取組を継続
		その他（定置、小底他）	日向灘														0.4		0.3		0.3		0.2		0.3	なし				
鹿児島県	瀬	大型定置網	志布志湾													0.4	0.2	1.7	0.2	0.3	0.1	0.4	0.2	0.5	0.1	なし				
		まき網	北薩														0.1		0.0		0.0		0.0		0.0					
		一本釣り	北薩														0.0		0.0		0.0		0.2		0.1					
		その他															0.2		1.5		0.1		0.0		0.3					

相互扶助漁獲支援事業

＜事業の趣旨＞

- 従来と同レベルの放流尾数であっても、小型魚の保護を目的に現行よりも厳しい管理措置を導入できれば、資源回復への効果が高まることが考えられる。
- 一方で小型魚の保護は将来的に大型魚の増加につながり、大型魚を漁獲する漁業者がその利益を受けると考えられる。
- 大型魚を漁獲する漁業者が行う「とも補償」を国の事業からも補助し、小型魚を漁獲する漁業者に対し放流した小型魚の尾数に応じて、一定の割合で支援するもの。

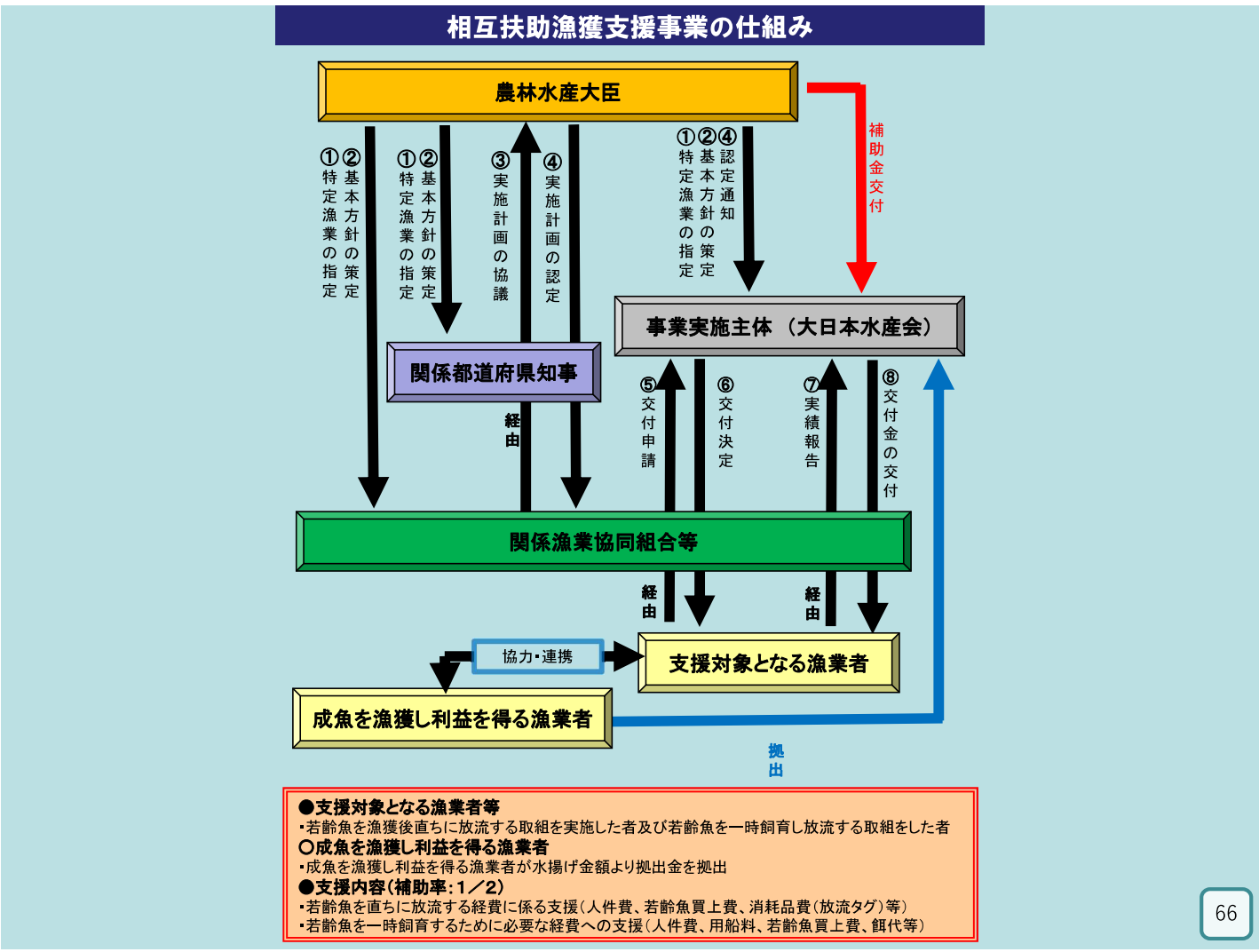

・トラフグ資源管理検討会議設置要領

第１　趣旨

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群（以下「トラフグ資源」という。）は、府県の区域を越えて回遊し、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網及び釣りなど様々な漁業種類により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかしながら、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、現状のままの漁獲と人工種苗の放流が継続された場合、資源量は減少し続けると推定されているが、放流種苗を効果的に資源に添加することに加えて、更なる漁獲圧の削減を行うことによって急速な資源回復の実現が可能であることが指摘されている。このような現状を踏まえ、資源管理のあり方検討会取りまとめ（平成26年７月）において、関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、資源管理措置について検討し、関係者が統一的な方針の下で資源管理に取り組むべきこと等が提言されたことを受け、具体的な資源管理の取組を検討するためトラフグ資源管理検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

第２　検討会議の目的

検討会議は、トラフグ資源の回復を図るため、トラフグ資源の漁獲、種苗生産、試験研究及び市場・流通等に関係する者が参集し、情報共有、意見交換等を行うことにより具体的な資源管理措置を検討し、実態を踏まえた効果的かつ広域的な資源管理の取組を促進することを目的とする。

第３　検討会議の構成等

１　検討会議は、以下に掲げる機関等に所属する者をもって構成する。

①　トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政及び試験研究機関であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの

②　トラフグを取り扱う市場・流通関係団体であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの

③　全国漁業協同組合連合会

④　公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会

⑤　国立研究開発法人水産研究・教育機構

⑥　①又は②の機関等が所在する市町村であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの

⑦　水産庁

2　検討会議は、必要があると認めるときは、1以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
3　検討会議の事務局は、水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室において行う。

第4　検討会議の運営

1　検討会議は、事務局が第2の機関等と協議し、年1回以上開催する。
2　検討会議の議事進行及び取りまとめは、事務局が行う。

第5　作業部会

1　検討会議には、日本海中西部海域、九州・山口西方海域、瀬戸内海海域及び有明海海域ごとに海域別の作業部会を置く。
2　海域別の作業部会は、当該海域を地先海面とする府県に関係する第3の1の者により構成する。ただし、3の課題を検討するために必要な場合、当該海域と異なる海域を地先海面とする府県を含む構成とすることができる。
3　海域別の作業部会は、次に掲げる課題の具体的検討を行い、その状況について、事務局を通じ、検討会議に報告する。
　①　未成魚漁獲抑制（再放流を含む）、②　成魚保護、③　産卵場・成育場保全
　④　種苗放流
4　海域別の作業部会には、3の課題ごとの幹事府県を置き、必要に応じて副幹事府県を置くことができる。
5　それぞれの幹事府県は、海域間の情報共有に努めるとともに、複数海域の合同による作業部会（以下「合同作業部会」という。）が必要と認めるときは、事務局と協議調整し、合同作業部会を開催することができる。
6　海域別の作業部会に関する連絡調整は、日本海中西部海域については水産庁境港漁業調整事務所が、九州・山口西方海域及び有明海海域については水産庁九州漁業調整事務所が、瀬戸内海海域については水産庁瀬戸内海漁業調整事務所が、それぞれ行う。

第6　広域漁業調整委員会との連携

検討会議は、具体的な資源管理の取組の検討状況について、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に報告し、有機的に連携する。

第7　その他

1　検討会議は原則として公開とする。
2　本設置要領に規定のない事項については、事務局は第3の1の構成員と協議し、その取扱いを決定する。

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理の進め方

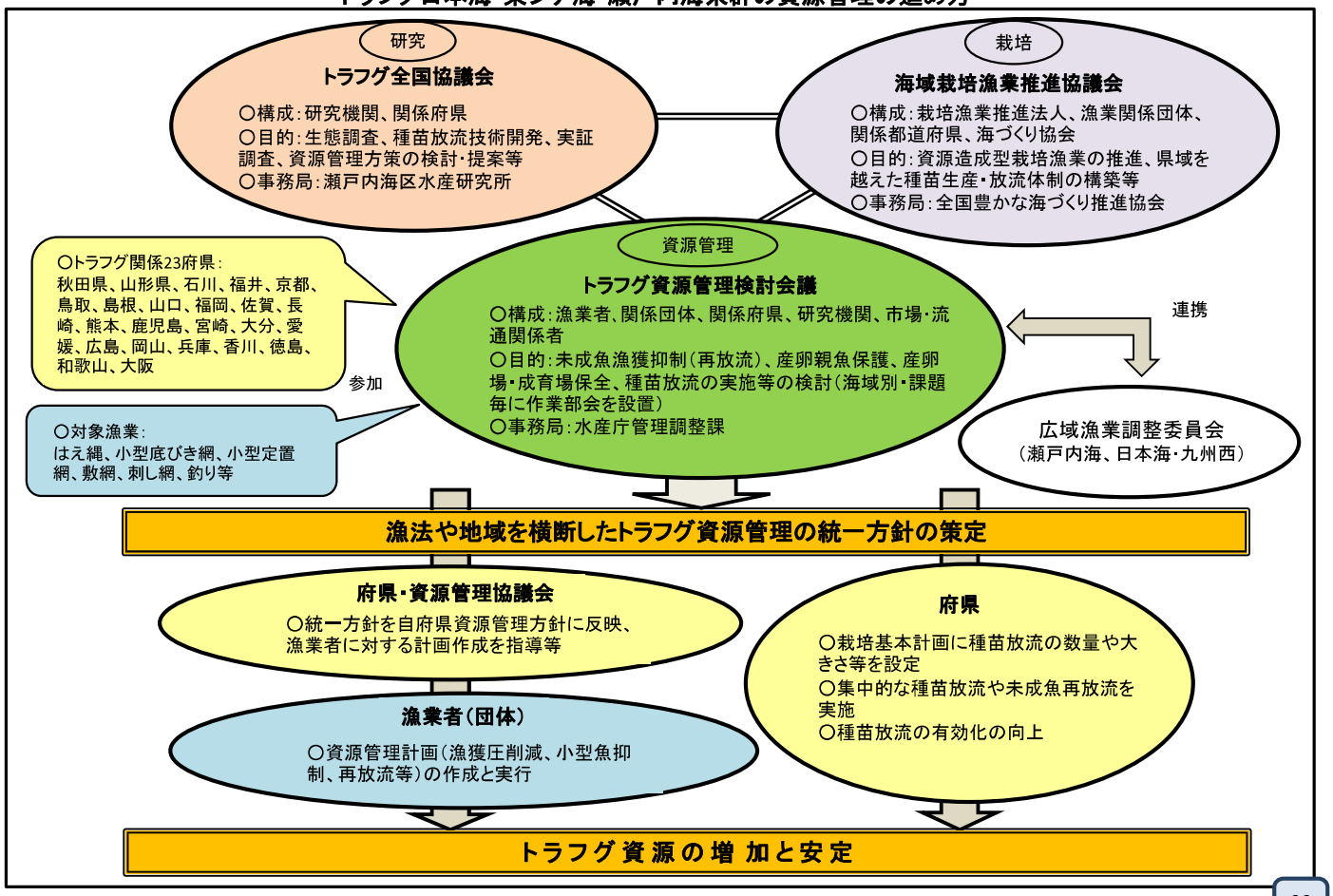

海域別・課題別作業部会構成表

海　域	府　県	未成魚漁獲抑制(再放流含む)	種苗放流（広域プラン）	成魚保護	産卵場・成育場保全
日本海中西部	石川県			○	○
	福井県			課題幹事県	課題幹事県
	京都府			○	○
	鳥取県			○	○
	島根県	○		○	○
九州・山口西方海域	山口県	○	○	○	○
	福岡県	課題幹事県	○	課題幹事県	課題幹事県
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	○	課題幹事県	○	○
	熊本県	○	○	○	○
	鹿児島県	○	○		
	宮崎県	○			
瀬戸内海	大分県	○	○		
	福岡県	○	○	○	○
	愛媛県	○	○	○	○
	山口県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	広島県	○	○	○	○
	岡山県	○	○	○	○
	兵庫県	○	○	○	○
	香川県	○	○	○	○
	徳島県	○	○		
	和歌山県	○	○		
	大阪府	○	○	○	○
有明海	福岡県	○	○	○	○
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	熊本県	○	○	○	○